

議案第十三号

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十八年二月二十日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「災害派遣手当」の下に「（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）」を加える。

別表第一イの表再任用職員の項中「328、400」を「330、400」に改める。

第二条 杉並区職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第三項から第五項までを次のように改める。

3 職員の昇給は、人事委員会が定める日に、同日前で人事委員会が定める期間におけるその者の勤務成績等に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とすることを標準として人事委員会が定める基準に従い決定するものとする。

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

第六条第六項を削り、同条第七項中「第三項及び第四項並びに第五項及び前項ただし書に規定する」を「職員の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とする。

第六条の二中「前条第八項」を「前条第七項」に改める。

第十六条第一項各号並びに第二項第一号及び第三号中「人事委員会が」を「規則で」に改め、同条第三項中「人事委員会が」を「規則で」に、「人事委員会の」を「規則で」に改め、同条第四項及び第五項中「人事委員会が」を「規則で」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 前各項の規則を定めるに当たつては、人事委員会の承認を得るものとする。

第二十六条第一項第一号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

第二十八条の見出し及び同条第一項中「給料月額」を「号給」に改める。

第二十九条第二項中「及び」を「に支給する場合においては百分の百六十、」に改め、同項ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百十五」に、「百分の百三十」を「百分の百二十」に改め、同条第三項中「及び」を「に支給する場合においては百分の百六十、」に、「百分の百二十五」を「百分の百十五」に、「百分の六十」を「百分の五十・五」に、「百分の百三十」を「百分の百二十」に、「百分の七十五」を「百分の七

十二・五」に改め、同条第四項第一号中「五級」を「四級」に改め、同項第二号中「四級」を「三級」に改める。

第三十条第二項中「六月に支給する場合には百分の四十二・五、十二月に支給する場合には」を削り、同項ただし書中「百分の八十二・五」を「百分の九十二・五」に改め、同条第三項中「百分の四十二・五」とあるのは「百分の二十二・五」と、「百分の四十七・五」とあるのは「」を「百分の四十七・五」とあるのは「六月に支給する場合には百分の二十二・五、十二月に支給する場合には」に、「百分の八十二・五」を「百分の九十二・五」に、「百分の四十二・五、十二月に支給する場合には」に、「百分の四十二・五、十二月に支給する場合には」に、「百分の四十五、十二月に支給する場合には」に、「百分の五十」に改める。

附則に次の三項を加える。

9 平成十八年三月三十一日において職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第九条の規定による給料の調整額（以下「都調整額」という。）の支給を受けていた職員で、平成十八年四月一日から行政職給料表（二）の適用を受けることとなる再任用職員以外の職員のうち、人事委員会が定めるものの次の表の上欄に掲げる年度における給料月額は、行政職給料表（二）の額にそれぞれ次の表の下欄に定める額を加算した額とする。

平成十八年度	一万四千九百円
--------	---------

平成十九年度	一万千九百円
平成二十年度	八千九百円
平成二十一年度	五千九百円
平成二十二年度	二千九百円

10 平成十八年三月三十一日において都調整額の支給を受けていた職員で、同年四月一日以降行政職給料表(二)の適用を受けることとなる再任用職員のうち、人事委員会が定めるものの給料月額(二)の適用を受けることとなる再任用職員のうち、人事委員会が定める額を加算した額とする。

11 前項に規定する人事委員会が定めるものの次の表の上欄に掲げる年度における給料月額は、同項に定めるもののほか、行政職給料表(二)の額にそれぞれ次の表の下欄に定める額を上限として人事委員会が定める額を加算した額とする。

平成十八年度	一万四千九百円
平成十九年度	一万千九百円
平成二十年度	八千九百円
平成二十一年度	五千九百円

平成二十二年 度

二千九百円

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第5条関係）

行政職給料表

イ 行政職給料表（一）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,700	169,200	204,800	233,200	234,400	271,900	301,600	358,200	414,000
	2	140,800	171,200	206,900	235,400	236,600	274,200	304,100	361,100	417,600
	3	141,900	173,200	209,000	237,600	238,800	276,500	306,600	364,000	421,200
	4	143,000	175,200	211,100	239,800	241,000	278,800	309,100	366,900	424,800
	5	144,300	177,400	213,200	241,900	243,100	281,100	311,700	369,800	428,400
	6	145,400	179,400	215,300	244,100	245,300	283,400	314,300	372,700	432,200
	7	146,500	181,400	217,400	246,300	247,500	285,700	316,900	375,600	436,000
	8	147,600	183,400	219,500	248,500	249,700	288,000	319,500	378,500	439,800
	9	148,900	185,600	221,600	250,600	251,800	290,500	322,100	381,400	443,600
	10	150,000	187,600	223,700	252,800	254,000	292,900	324,700	384,400	447,500
	11	151,100	189,600	225,800	255,000	256,200	295,300	327,300	387,400	451,400
	12	152,200	191,600	227,900	257,200	258,400	297,700	329,900	390,400	455,300
	13	153,500	193,800	230,200	259,300	260,600	300,100	332,600	393,300	459,200
	14	154,900	195,900	232,400	261,500	262,900	302,600	335,300	396,300	463,100
	15	156,300	198,000	234,600	263,700	265,200	305,100	338,000	399,300	467,000
	16	157,700	200,100	236,800	265,900	267,500	307,600	340,700	402,300	470,900
	17	159,100	202,100	238,900	268,300	269,800	310,200	343,300	405,500	474,800
	18	161,400	204,200	241,100	270,600	272,100	312,700	346,000	408,500	478,800
	19	163,700	206,300	243,300	272,900	274,400	315,200	348,700	411,500	482,800
	20	166,000	208,400	245,500	275,200	276,700	317,700	351,400	414,500	486,800
	21	168,200	210,600	247,600	277,500	279,100	320,300	354,200	417,700	490,900
	22	170,200	212,700	249,800	279,800	281,400	322,900	356,900	420,800	494,900
	23	172,200	214,800	252,000	282,100	283,700	325,500	359,600	423,900	498,900
	24	174,200	216,900	254,200	284,400	286,000	328,100	362,300	427,000	502,900
	25	176,400	219,200	256,300	286,700	288,400	330,700	365,100	430,100	506,800
	26	178,500	221,300	258,500	289,000	290,800	333,400	367,800	433,300	510,800
	27	180,600	223,400	260,700	291,300	293,200	336,100	370,500	436,500	514,800
	28	182,700	225,500	262,900	293,600	295,600	338,800	373,200	439,700	518,800
	29	184,700	227,800	265,200	296,100	297,900	341,500	376,000	442,900	522,700
	30	186,800	230,000	267,400	298,500	300,400	344,200	378,700	446,100	526,700
	31	188,900	232,200	269,600	300,900	302,900	346,900	381,400	449,300	530,700
	32	191,000	234,400	271,800	303,300	305,400	349,600	384,100	452,500	534,700
	33	193,000	236,600	274,100	305,900	307,800	352,300	387,000	455,800	538,600
	34	195,000	238,800	276,300	308,300	310,300	355,000	389,900	458,700	542,200
	35	197,000	241,000	278,500	310,700	312,800	357,700	392,800	461,600	545,800
	36	199,000	243,200	280,700	313,100	315,300	360,400	395,700	464,500	549,400

再任用職員以外の職員

37	201,100	245,500	283,100	315,700	317,700	363,100	398,600	467,400	553,100
38	203,100	247,700	285,400	318,200	320,200	365,800	401,500	469,900	555,900
39	205,100	249,900	287,700	320,700	322,700	368,500	404,400	472,400	558,700
40	207,100	252,100	290,000	323,200	325,200	371,200	407,300	474,900	561,500
41	209,200	254,400	292,200	325,600	327,600	374,000	410,200	477,300	564,400
42	211,200	256,500	294,400	328,000	330,100	376,700	413,200	479,700	566,700
43	213,200	258,600	296,600	330,400	332,600	379,400	416,200	482,100	569,000
44	215,200	260,700	298,800	332,800	335,100	382,100	419,200	484,500	571,300
45	217,300	262,800	301,100	335,400	337,500	384,900	422,200	486,800	573,700
46	219,300	264,900	303,300	337,800	340,100	387,600	425,100	488,500	575,400
47	221,300	267,000	305,500	340,200	342,700	390,300	428,000	490,200	577,100
48	223,300	269,100	307,700	342,600	345,300	393,000	430,900	491,900	578,800
49	225,400	271,100	309,800	345,200	348,000	395,700	433,700	493,700	580,700
50	227,400	273,200	311,900	347,600	350,500	398,300	436,500	495,300	582,400
51	229,400	275,300	314,000	350,000	353,000	400,900	439,300	496,900	584,100
52	231,400	277,400	316,100	352,400	355,500	403,500	442,100	498,500	585,800
53	233,500	279,400	318,300	354,800	358,000	406,000	444,900	500,100	587,400
54	235,500	281,500	320,400	357,100	360,500	408,600	447,200	501,400	588,600
55	237,500	283,600	322,500	359,400	363,000	411,200	449,500	502,700	589,800
56	239,500	285,700	324,600	361,700	365,500	413,800	451,800	504,000	591,000
57	241,600	287,700	326,700	364,100	367,900	416,300	454,000	505,400	592,200
58	243,500	289,700	328,700	366,300	370,400	418,800	456,000	506,600	593,300
59	245,400	291,700	330,700	368,500	372,900	421,300	458,000	507,800	594,400
60	247,300	293,700	332,700	370,700	375,400	423,800	460,000	509,000	595,500
61	249,400	295,800	334,900	373,000	377,800	426,500	462,200	510,100	596,600
62	251,300	297,700	336,800	375,200	380,200	428,600	463,800	510,900	
63	253,200	299,600	338,700	377,400	382,600	430,700	465,400	511,700	
64	255,100	301,500	340,600	379,600	385,000	432,800	467,000	512,500	
65	257,100	303,600	342,600	381,700	387,500	435,100	468,700	513,200	
66	258,800	305,500	344,400	383,600	389,800	436,800	470,100	514,000	
67	260,500	307,400	346,200	385,500	392,100	438,500	471,500	514,800	
68	262,200	309,300	348,000	387,400	394,400	440,200	472,900	515,600	
69	264,100	311,300	349,900	389,500	396,700	442,100	474,500	516,300	
70	265,800	313,200	351,600	391,200	398,900	443,600	475,500	517,000	
71	267,500	315,100	353,300	392,900	401,100	445,100	476,500	517,700	
72	269,200	317,000	355,000	394,600	403,300	446,600	477,500	518,400	
73	271,100	318,800	356,800	396,200	405,700	448,000	478,500	519,300	
74	272,800	320,700	358,500	397,500	407,500	449,100	479,400	520,000	
75	274,500	322,600	360,200	398,800	409,300	450,200	480,300	520,700	
76	276,200	324,500	361,900	400,100	411,100	451,300	481,200	521,400	

77	278,000	326,300	363,500	401,300	412,800	452,300	482,100	522,300	
78	279,700	327,800	364,900	402,300	414,300	453,300	482,900	523,000	
79	281,400	329,300	366,300	403,300	415,800	454,300	483,700	523,700	
80	283,100	330,800	367,700	404,300	417,300	455,300	484,500	524,400	
81	284,900	332,400	369,100	405,400	418,900	456,400	485,200	525,200	
82	286,500	333,900	370,200	406,400	420,300	457,200	485,900	525,900	
83	288,100	335,400	371,300	407,400	421,700	458,000	486,600	526,600	
84	289,700	336,900	372,400	408,400	423,100	458,800	487,300	527,300	
85	291,400	338,500	373,600	409,300	424,500	459,500	488,100	528,100	
86	293,000	339,600	374,700	410,200	425,700	460,100	488,800	528,800	
87	294,600	340,700	375,800	411,100	426,900	460,700	489,500	529,500	
88	296,200	341,800	376,900	412,000	428,100	461,300	490,200	530,200	
89	297,800	343,100	377,900	413,000	429,300	462,100	490,900	531,000	
90	299,300	344,100	378,800	413,700	430,300	462,700	491,600		
91	300,800	345,100	379,700	414,400	431,300	463,300	492,300		
92	302,300	346,100	380,600	415,100	432,300	463,900	493,000		
93	303,800	347,200	381,400	416,000	433,200	464,600	493,700		
94	305,100	348,100	382,100	416,700	434,000	465,200	494,400		
95	306,400	349,000	382,800	417,400	434,800	465,800	495,100		
96	307,700	349,900	383,500	418,100	435,600	466,400	495,800		
97	309,200	351,000	384,200	419,000	436,600	467,100	496,400		
98	310,300	351,600	384,800	419,700	437,300	467,700			
99	311,400	352,200	385,400	420,400	438,000	468,300			
100	312,500	352,800	386,000	421,100	438,700	468,900			
101	313,800	353,400	386,700	421,700	439,300	469,600			
102	314,800	354,000	387,300	422,300	440,000	470,200			
103	315,800	354,600	387,900	422,900	440,700	470,800			
104	316,800	355,200	388,500	423,500	441,400	471,400			
105	317,700	355,700	389,000	424,300	442,000	472,100			
106	318,500	356,200	389,500	424,900	442,700	472,700			
107	319,300	356,700	390,000	425,500	443,400	473,300			
108	320,100	357,200	390,500	426,100	444,100	473,900			
109	320,900	357,900	391,000	426,800	444,700	474,600			
110	321,600	358,400	391,500	427,400	445,300	475,200			
111	322,300	358,900	392,000	428,000	445,900	475,800			
112	323,000	359,400	392,500	428,600	446,500	476,400			
113	323,800	359,900	393,000	429,300	447,300	477,100			
114	324,400	360,300	393,500	429,900	447,900	477,700			
115	325,000	360,700	394,000	430,500	448,500	478,300			
116	325,600	361,100	394,500	431,100	449,100	478,900			

117	326,300	361,700	395,000	431,800	449,800	479,600			
118	326,800	362,100	395,500	432,400	450,400	480,200			
119	327,300	362,500	396,000	433,000	451,000	480,800			
120	327,800	362,900	396,500	433,600	451,600	481,400			
121	328,500	363,400	397,000	434,200	452,300	482,100			
122				434,800	452,900				
123				435,400	453,500				
124				436,000	454,100				
125				436,600	454,700				
126				437,200	455,300				
127				437,800	455,900				
128				438,400	456,500				
129				439,000	457,100				
130				439,600	457,700				
131				440,200	458,300				
132				440,800	458,900				
133				441,300	459,500				
134					460,100				
135					460,700				
136					461,300				
137					461,900				
138					462,500				
139					463,100				
140					463,700				
141					464,300				
再任用 職員	186,600	218,100	252,600	292,000	311,500	330,400	365,900	401,600	-

- 備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。
- 2 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で、人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、179,200円とする。

□ 行政職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	140,300	230,200	258,400	260,300
	2	141,300	232,400	260,600	262,600
	3	142,300	234,600	262,800	264,900
	4	143,300	236,800	265,000	267,200
	5	144,300	238,900	267,300	269,400
	6	145,400	241,100	269,500	271,700
	7	146,500	243,300	271,700	274,000
	8	147,600	245,500	273,900	276,300
	9	148,600	247,700	276,200	278,600
	10	150,300	249,900	278,500	280,900
	11	152,000	252,100	280,800	283,200
	12	153,700	254,300	283,100	285,500
	13	155,600	256,500	285,300	288,000
	14	157,300	258,700	287,600	290,400
	15	159,000	260,900	289,900	292,800
	16	160,700	263,100	292,200	295,200
	17	162,600	265,200	294,400	297,500
	18	164,400	267,400	296,700	299,900
	19	166,200	269,600	299,000	302,300
	20	168,000	271,800	301,300	304,700
	21	169,900	273,900	303,600	307,300
	22	171,900	276,100	305,900	309,800
	23	173,900	278,300	308,200	312,300
	24	175,900	280,500	310,500	314,800
	25	177,800	282,600	312,800	317,200
	26	179,800	284,700	315,100	319,700
	27	181,800	286,800	317,400	322,200
	28	183,800	288,900	319,700	324,700
	29	185,900	291,200	321,900	327,100
	30	187,900	293,300	324,100	329,600
	31	189,900	295,400	326,300	332,100
	32	191,900	297,500	328,500	334,600
	33	194,000	299,800	330,800	337,000
	34	196,100	301,900	333,000	339,500
	35	198,200	304,000	335,200	342,000
	36	200,300	306,100	337,400	344,500
	37	202,300	308,300	339,500	347,200
	38	204,400	310,400	341,600	349,700
	39	206,500	312,500	343,700	352,200
	40	208,600	314,600	345,800	354,700

再任用職員以外の職員

41	210,800	316,800	347,800	357,200
42	213,000	318,700	349,800	359,600
43	215,200	320,600	351,800	362,000
44	217,400	322,500	353,800	364,400
45	219,500	324,500	355,800	367,000
46	221,700	326,300	357,700	369,400
47	223,900	328,100	359,600	371,800
48	226,100	329,900	361,500	374,200
49	228,200	331,700	363,400	376,600
50	230,400	333,400	365,200	379,000
51	232,600	335,100	367,000	381,400
52	234,800	336,800	368,800	383,800
53	237,000	338,500	370,800	386,100
54	239,200	340,000	372,500	388,300
55	241,400	341,500	374,200	390,500
56	243,600	343,000	375,900	392,700
57	245,800	344,600	377,600	394,900
58	248,000	346,000	379,200	397,000
59	250,200	347,400	380,800	399,100
60	252,400	348,800	382,400	401,200
61	254,700	350,200	384,100	403,300
62	256,800	351,500	385,400	404,900
63	258,900	352,800	386,700	406,500
64	261,000	354,100	388,000	408,100
65	263,100	355,600	389,300	409,900
66	265,200	356,800	390,500	411,300
67	267,300	358,000	391,700	412,700
68	269,400	359,200	392,900	414,100
69	271,400	360,300	394,000	415,600
70	273,500	361,400	395,100	416,900
71	275,600	362,500	396,200	418,200
72	277,700	363,600	397,300	419,500
73	279,700	364,900	398,300	420,800
74	281,800	365,900	399,200	421,900
75	283,900	366,900	400,100	423,000
76	286,000	367,900	401,000	424,100
77	288,000	368,800	402,000	425,200
78	290,000	369,700	402,800	426,100
79	292,000	370,600	403,600	427,000
80	294,000	371,500	404,400	427,900

81	296,100	372,400	405,200	428,900
82	298,000	373,200	405,900	429,700
83	299,900	374,000	406,600	430,500
84	301,800	374,800	407,300	431,300
85	303,900	375,800	408,100	432,200
86	305,800	376,600	408,700	432,900
87	307,700	377,400	409,300	433,600
88	309,600	378,200	409,900	434,300
89	311,700	378,900	410,500	434,900
90	313,300	379,600	411,100	435,600
91	314,900	380,300	411,700	436,300
92	316,500	381,000	412,300	437,000
93	318,300	381,600	412,900	437,600
94	319,700	382,200	413,500	438,200
95	321,100	382,800	414,100	438,800
96	322,500	383,400	414,700	439,400
97	324,000	384,000	415,200	440,200
98	325,300	384,500	415,800	440,800
99	326,600	385,000	416,400	441,400
100	327,900	385,500	417,000	442,000
101	329,100	386,100	417,500	442,800
102	330,200	386,600	418,100	443,400
103	331,300	387,100	418,700	444,000
104	332,400	387,600	419,300	444,600
105	333,400	388,100	419,800	445,300
106	334,300	388,600	420,400	445,900
107	335,200	389,100	421,000	446,500
108	336,100	389,600	421,600	447,100
109	337,100	390,100	422,100	447,800
110	337,900	390,600	422,600	448,400
111	338,700	391,100	423,100	449,000
112	339,500	391,600	423,600	449,600
113	340,300	392,000	424,300	450,200
114	341,000	392,500	424,800	450,800
115	341,700	393,000	425,300	451,400
116	342,400	393,500	425,800	452,000
117	343,000	393,900	426,500	452,600
118	343,600	394,400	427,000	453,200
119	344,200	394,900	427,500	453,800
120	344,800	395,400	428,000	454,400

121	345,600	395,800	428,700	454,900
122	346,200		429,200	
123	346,800		429,700	
124	347,400		430,200	
125	348,200		430,900	
126	348,800		431,400	
127	349,400		431,900	
128	350,000		432,400	
129	350,800		433,100	
130	351,400		433,600	
131	352,000		434,100	
132	352,600		434,600	
133	353,300		435,200	
134	353,900		435,700	
135	354,500		436,200	
136	355,100		436,700	
137	355,700		437,300	
138	356,200		437,800	
139	356,700		438,300	
140	357,200		438,800	
141	357,900		439,400	
142	358,400		439,900	
143	358,900		440,400	
144	359,400		440,900	
145	359,900		441,500	
146	360,300			
147	360,700			
148	361,100			
149	361,700			
150	362,100			
151	362,500			
152	362,900			
153	363,400			
再任用 職員	211,500	227,800	253,100	285,900

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第二（第5条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	215,100	316,100	369,000	429,700
	2	217,600	320,100	373,200	432,700
	3	220,100	324,100	377,400	435,700
	4	222,600	328,100	381,600	438,700
	5	225,000	332,200	385,900	441,700
	6	227,500	336,200	390,100	444,700
	7	230,000	340,200	394,300	447,700
	8	232,500	344,200	398,500	450,700
	9	235,200	348,400	402,900	453,700
	10	238,100	352,500	406,000	456,600
	11	241,000	356,600	409,100	459,500
	12	243,900	360,700	412,200	462,400
	13	247,000	364,900	415,200	465,500
	14	251,100	369,100	418,200	468,400
	15	255,200	373,300	421,200	471,300
	16	259,300	377,500	424,200	474,200
	17	263,300	381,600	427,300	477,100
	18	267,400	385,700	430,200	480,000
	19	271,500	389,800	433,100	482,900
	20	275,600	393,900	436,000	485,800
	21	279,900	398,100	439,100	488,700
	22	283,900	401,100	442,000	491,500
	23	287,900	404,100	444,900	494,300
	24	291,900	407,100	447,800	497,100
	25	295,800	410,200	450,800	499,900
	26	299,600	413,100	453,700	502,600
	27	303,400	416,000	456,600	505,300
	28	307,200	418,900	459,500	508,000

再任用職員以外の職員

29	311,200	421,700	462,500	510,600
30	315,000	424,400	465,400	513,200
31	318,800	427,100	468,300	515,800
32	322,600	429,800	471,200	518,400
33	326,500	432,400	474,000	521,000
34	330,300	435,000	476,900	523,500
35	334,100	437,600	479,800	526,000
36	337,900	440,200	482,700	528,500
37	341,600	442,700	485,500	531,100
38	345,100	445,300	488,300	533,600
39	348,600	447,900	491,100	536,100
40	352,100	450,500	493,900	538,600
41	355,600	453,000	496,800	541,200
42	358,900	455,500	499,300	543,700
43	362,200	458,000	501,800	546,200
44	365,500	460,500	504,300	548,700
45	368,900	463,100	507,000	551,200
46	372,200	465,500	509,500	553,600
47	375,500	467,900	512,000	556,000
48	378,800	470,300	514,500	558,400
49	382,000	472,700	517,100	560,700
50	384,200	474,900	519,600	563,100
51	386,400	477,100	522,100	565,500
52	388,600	479,300	524,600	567,900
53	391,000	481,500	527,000	570,200
54	393,100	483,400	529,400	572,400
55	395,200	485,300	531,800	574,600
56	397,300	487,200	534,200	576,800
57	399,400	489,300	536,800	578,900
58	401,200	490,600	538,800	580,700
59	403,000	491,900	540,800	582,500
60	404,800	493,200	542,800	584,300
61	406,500	494,500	544,900	586,000
62	407,800	495,700	546,400	587,400
63	409,100	496,900	547,900	588,800
64	410,400	498,100	549,400	590,200

65	411,900	499,500	550,900	591,600
66	413,100	500,500	552,200	592,800
67	414,300	501,500	553,500	594,000
68	415,500	502,500	554,800	595,200
69	416,600	503,700	556,100	596,400
70	417,500	504,500	557,100	597,500
71	418,400	505,300	558,100	598,600
72	419,300	506,100	559,100	599,700
73	420,100	506,900	560,000	600,800
74	420,900	507,500	560,900	601,600
75	421,700	508,100	561,800	602,400
76	422,500	508,700	562,700	603,200
77	423,500	509,400	563,700	604,100
78	424,300	510,000	564,600	604,900
79	425,100	510,600	565,500	605,700
80	425,900	511,200	566,400	606,500
81	426,900	511,800	567,300	607,300
82	427,600	512,400	568,100	608,100
83	428,300	513,000	568,900	608,900
84	429,000	513,600	569,700	609,700
85	429,900	514,200	570,600	610,500
86	430,600	514,800	571,300	
87	431,300	515,400	572,000	
88	432,000	516,000	572,700	
89	432,900	516,600	573,500	
90	433,400	517,200	574,200	
91	433,900	517,800	574,900	
92	434,400	518,400	575,600	
93	434,900	519,000	576,300	
94	435,400	519,600	577,000	
95	435,900	520,200	577,700	
96	436,400	520,800	578,400	
97	436,900	521,400	579,100	
98		522,000	579,800	
99		522,600	580,500	
100		523,200	581,200	

	101		523,800	581,900	
	102			582,600	
	103			583,300	
	104			584,000	
	105			584,700	
再任用 職員		307,300	369,100	424,800	-

備考 この表は、医師、歯科医師等で人事委員会が定めるものに適用する。

□ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,400	171,800	206,200	233,300	234,400	271,900	301,600
	2	141,600	173,700	208,200	235,400	236,600	274,200	304,100
	3	142,800	175,600	210,200	237,500	238,800	276,500	306,600
	4	144,000	177,500	212,200	239,600	241,000	278,800	309,100
	5	145,300	179,500	214,300	241,900	243,100	281,100	311,700
	6	146,500	181,500	216,300	244,100	245,300	283,400	314,300
	7	147,700	183,500	218,300	246,300	247,500	285,700	316,900
	8	148,900	185,500	220,300	248,500	249,700	288,000	319,500
	9	150,300	187,400	222,500	250,600	251,800	290,500	322,100
	10	151,500	189,400	224,600	252,800	254,000	292,900	324,700
	11	152,700	191,400	226,700	255,000	256,200	295,300	327,300
	12	153,900	193,400	228,800	257,200	258,400	297,700	329,900
	13	155,300	195,500	230,800	259,400	260,600	300,100	332,600
	14	156,700	197,500	232,900	261,600	262,900	302,600	335,300
	15	158,100	199,500	235,000	263,800	265,200	305,100	338,000
	16	159,500	201,500	237,100	266,000	267,500	307,600	340,700
	17	161,100	203,700	239,200	268,400	269,800	310,200	343,300
	18	162,700	205,700	241,300	270,700	272,100	312,700	346,000
	19	164,300	207,700	243,400	273,000	274,400	315,200	348,700
	20	165,900	209,700	245,500	275,300	276,700	317,700	351,400
	21	167,400	211,900	247,800	277,600	279,100	320,300	354,200
	22	170,100	214,000	250,000	279,900	281,400	322,900	356,900
	23	172,800	216,100	252,200	282,200	283,700	325,500	359,600
	24	175,500	218,200	254,400	284,500	286,000	328,100	362,300
	25	178,100	220,300	256,500	286,800	288,400	330,700	365,100
	26	180,000	222,400	258,700	289,100	290,800	333,400	367,800
	27	181,900	224,500	260,900	291,400	293,200	336,100	370,500
	28	183,800	226,600	263,100	293,700	295,600	338,800	373,200
	29	185,800	228,700	265,400	296,200	297,900	341,500	376,000
	30	187,800	230,800	267,600	298,600	300,400	344,200	378,700
	31	189,800	232,900	269,800	301,000	302,900	346,900	381,400
	32	191,800	235,000	272,000	303,400	305,400	349,600	384,100
	33	193,800	237,200	274,300	305,900	307,800	352,300	387,000
	34	195,800	239,300	276,500	308,300	310,300	355,000	389,900
	35	197,800	241,400	278,700	310,700	312,800	357,700	392,800
	36	199,800	243,500	280,900	313,100	315,300	360,400	395,700

再任用職員以外の職員

37	201,900	245,800	283,300	315,700	317,700	363,100	398,600
38	204,000	248,000	285,600	318,200	320,200	365,800	401,500
39	206,100	250,200	287,900	320,700	322,700	368,500	404,400
40	208,200	252,400	290,200	323,200	325,200	371,200	407,300
41	210,200	254,600	292,400	325,600	327,600	374,000	410,200
42	212,200	256,700	294,600	328,000	330,100	376,700	413,200
43	214,200	258,800	296,800	330,400	332,600	379,400	416,200
44	216,200	260,900	299,000	332,800	335,100	382,100	419,200
45	218,200	263,000	301,300	335,400	337,500	384,900	422,200
46	220,200	265,100	303,500	337,800	340,100	387,600	425,100
47	222,200	267,200	305,700	340,200	342,700	390,300	428,000
48	224,200	269,300	307,900	342,600	345,300	393,000	430,900
49	226,200	271,300	310,000	345,200	348,000	395,700	433,700
50	228,200	273,400	312,100	347,600	350,500	398,300	436,500
51	230,200	275,500	314,200	350,000	353,000	400,900	439,300
52	232,200	277,600	316,300	352,400	355,500	403,500	442,100
53	234,100	279,600	318,500	354,800	358,000	406,000	444,900
54	236,100	281,700	320,500	357,100	360,500	408,600	447,200
55	238,100	283,800	322,500	359,400	363,000	411,200	449,500
56	240,100	285,900	324,500	361,700	365,500	413,800	451,800
57	242,000	287,900	326,700	364,100	367,900	416,300	454,000
58	243,900	289,900	328,700	366,300	370,400	418,800	456,000
59	245,800	291,900	330,700	368,500	372,900	421,300	458,000
60	247,700	293,900	332,700	370,700	375,400	423,800	460,000
61	249,700	296,000	334,900	373,000	377,800	426,500	462,200
62	251,600	297,900	336,800	375,200	380,200	428,600	463,800
63	253,500	299,800	338,700	377,400	382,600	430,700	465,400
64	255,400	301,700	340,600	379,600	385,000	432,800	467,000
65	257,200	303,800	342,600	381,700	387,500	435,100	468,700
66	258,900	305,700	344,400	383,600	389,800	436,800	470,100
67	260,600	307,600	346,200	385,500	392,100	438,500	471,500
68	262,300	309,500	348,000	387,400	394,400	440,200	472,900
69	264,200	311,500	349,900	389,500	396,700	442,100	474,500
70	265,900	313,400	351,600	391,200	398,900	443,600	475,500
71	267,600	315,300	353,300	392,900	401,100	445,100	476,500
72	269,300	317,200	355,000	394,600	403,300	446,600	477,500
73	271,200	319,000	356,800	396,200	405,700	448,000	478,500
74	272,900	320,800	358,500	397,500	407,500	449,100	479,400
75	274,600	322,600	360,200	398,800	409,300	450,200	480,300
76	276,300	324,400	361,900	400,100	411,100	451,300	481,200

77	278,100	326,300	363,500	401,300	412,800	452,300	482,100
78	279,800	327,800	364,900	402,300	414,300	453,300	482,900
79	281,500	329,300	366,300	403,300	415,800	454,300	483,700
80	283,200	330,800	367,700	404,300	417,300	455,300	484,500
81	285,000	332,400	369,100	405,400	418,900	456,400	485,200
82	286,600	333,900	370,200	406,400	420,300	457,200	485,900
83	288,200	335,400	371,300	407,400	421,700	458,000	486,600
84	289,800	336,900	372,400	408,400	423,100	458,800	487,300
85	291,500	338,500	373,600	409,300	424,500	459,500	488,100
86	293,100	339,600	374,700	410,200	425,700	460,100	488,800
87	294,700	340,700	375,800	411,100	426,900	460,700	489,500
88	296,300	341,800	376,900	412,000	428,100	461,300	490,200
89	297,900	343,100	377,900	413,000	429,300	462,100	490,900
90	299,400	344,100	378,800	413,700	430,300	462,700	491,600
91	300,900	345,100	379,700	414,400	431,300	463,300	492,300
92	302,400	346,100	380,600	415,100	432,300	463,900	493,000
93	303,900	347,300	381,400	416,000	433,200	464,600	493,700
94	305,200	348,200	382,100	416,700	434,000	465,200	494,400
95	306,500	349,100	382,800	417,400	434,800	465,800	495,100
96	307,800	350,000	383,500	418,100	435,600	466,400	495,800
97	309,200	351,100	384,200	419,000	436,600	467,100	496,400
98	310,300	351,700	384,800	419,700	437,300	467,700	
99	311,400	352,300	385,400	420,400	438,000	468,300	
100	312,500	352,900	386,000	421,100	438,700	468,900	
101	313,800	353,500	386,700	421,700	439,300	469,600	
102	314,800	354,100	387,300	422,300	440,000	470,200	
103	315,800	354,700	387,900	422,900	440,700	470,800	
104	316,800	355,300	388,500	423,500	441,400	471,400	
105	317,700	355,800	389,000	424,300	442,000	472,100	
106	318,500	356,300	389,500	424,900	442,700	472,700	
107	319,300	356,800	390,000	425,500	443,400	473,300	
108	320,100	357,300	390,500	426,100	444,100	473,900	
109	320,900	358,000	391,100	426,800	444,700	474,600	
110	321,600	358,500	391,600	427,400	445,400	475,200	
111	322,300	359,000	392,100	428,000	446,100	475,800	
112	323,000	359,500	392,600	428,600	446,800	476,400	
113	323,800	360,000	393,100	429,300	447,400	477,100	
114	324,400	360,400		429,900	448,000		
115	325,000	360,800		430,500	448,600		
116	325,600	361,200		431,100	449,200		

	117	326,300	361,700		431,800	449,900		
	118	326,800			432,400	450,500		
	119	327,300			433,000	451,100		
	120	327,800			433,600	451,700		
	121	328,500			434,200	452,300		
	122				434,800	452,900		
	123				435,400	453,500		
	124				436,000	454,100		
	125				436,600	454,700		
	126				437,200	455,300		
	127				437,800	455,900		
	128				438,400	456,500		
	129				439,000	457,100		
再任用 職員		188,100	221,200	254,600	291,500	310,700	330,400	365,900

備考 この表は、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

八 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	152,200	178,400	208,200	233,500	234,400	271,900	301,600
	2	153,700	180,100	210,000	235,700	236,600	274,200	304,100
	3	155,200	181,800	211,800	237,900	238,800	276,500	306,600
	4	156,700	183,500	213,600	240,100	241,000	278,800	309,100
	5	158,100	185,100	215,600	242,200	243,100	281,100	311,700
	6	159,600	186,800	217,400	244,400	245,300	283,400	314,300
	7	161,100	188,500	219,200	246,600	247,500	285,700	316,900
	8	162,600	190,200	221,000	248,800	249,700	288,000	319,500
	9	164,300	192,100	223,000	250,900	251,800	290,500	322,100
	10	165,800	193,900	224,900	253,100	254,000	292,900	324,700
	11	167,300	195,700	226,800	255,300	256,200	295,300	327,300
	12	168,800	197,500	228,700	257,500	258,400	297,700	329,900
	13	170,500	199,200	230,700	259,600	260,600	300,100	332,600
	14	172,100	201,000	232,800	261,800	262,900	302,600	335,300
	15	173,700	202,800	234,900	264,000	265,200	305,100	338,000
	16	175,300	204,600	237,000	266,200	267,500	307,600	340,700
	17	176,900	206,400	239,200	268,500	269,800	310,200	343,300
	18	178,500	208,200	241,300	270,800	272,100	312,700	346,000
	19	180,100	210,000	243,400	273,100	274,400	315,200	348,700
	20	181,700	211,800	245,500	275,400	276,700	317,700	351,400
	21	183,300	213,700	247,800	277,600	279,100	320,300	354,200
	22	185,200	215,600	250,000	279,900	281,400	322,900	356,900
	23	187,100	217,500	252,200	282,200	283,700	325,500	359,600
	24	189,000	219,400	254,400	284,500	286,000	328,100	362,300
	25	190,900	221,200	256,500	286,800	288,400	330,700	365,100
	26	192,600	223,100	258,700	289,100	290,800	333,400	367,800
	27	194,300	225,000	260,900	291,400	293,200	336,100	370,500
	28	196,000	226,900	263,100	293,700	295,600	338,800	373,200
	29	197,900	228,700	265,400	296,200	297,900	341,500	376,000
	30	199,700	230,800	267,600	298,600	300,400	344,200	378,700
	31	201,500	232,900	269,800	301,000	302,900	346,900	381,400
	32	203,300	235,000	272,000	303,400	305,400	349,600	384,100
	33	205,000	237,200	274,300	305,900	307,800	352,300	387,000
	34	206,800	239,400	276,500	308,300	310,300	355,000	389,900
	35	208,600	241,600	278,700	310,700	312,800	357,700	392,800
	36	210,400	243,800	280,900	313,100	315,300	360,400	395,700

再任用職員以外の職員

37	212,100	245,900	283,300	315,700	317,700	363,100	398,600
38	213,900	248,000	285,500	318,200	320,200	365,800	401,500
39	215,700	250,100	287,700	320,700	322,700	368,500	404,400
40	217,500	252,200	289,900	323,200	325,200	371,200	407,300
41	219,200	254,400	292,300	325,600	327,600	374,000	410,200
42	221,000	256,500	294,500	328,000	330,100	376,700	413,200
43	222,800	258,600	296,700	330,400	332,600	379,400	416,200
44	224,600	260,700	298,900	332,800	335,100	382,100	419,200
45	226,600	262,800	301,300	335,400	337,500	384,900	422,200
46	228,600	264,900	303,400	337,800	340,100	387,600	425,100
47	230,600	267,000	305,500	340,200	342,700	390,300	428,000
48	232,600	269,100	307,600	342,600	345,300	393,000	430,900
49	234,600	271,100	309,900	345,200	348,000	395,700	433,700
50	236,500	273,200	312,000	347,600	350,500	398,300	436,500
51	238,400	275,300	314,100	350,000	353,000	400,900	439,300
52	240,300	277,400	316,200	352,400	355,500	403,500	442,100
53	242,400	279,400	318,400	354,800	358,000	406,000	444,900
54	244,300	281,500	320,500	357,100	360,500	408,600	447,200
55	246,200	283,600	322,600	359,400	363,000	411,200	449,500
56	248,100	285,700	324,700	361,700	365,500	413,800	451,800
57	250,000	287,700	326,700	364,100	367,900	416,300	454,000
58	251,800	289,700	328,700	366,300	370,400	418,800	456,000
59	253,600	291,700	330,700	368,500	372,900	421,300	458,000
60	255,400	293,700	332,700	370,700	375,400	423,800	460,000
61	257,200	295,800	334,900	373,000	377,800	426,500	462,200
62	258,900	297,700	336,800	375,200	380,200	428,600	463,800
63	260,600	299,600	338,700	377,400	382,600	430,700	465,400
64	262,300	301,500	340,600	379,600	385,000	432,800	467,000
65	264,200	303,600	342,600	381,700	387,500	435,100	468,700
66	265,900	305,500	344,400	383,600	389,800	436,800	470,100
67	267,600	307,400	346,200	385,500	392,100	438,500	471,500
68	269,300	309,300	348,000	387,400	394,400	440,200	472,900
69	271,100	311,300	349,900	389,500	396,700	442,100	474,500
70	272,800	313,200	351,600	391,200	398,900	443,600	475,500
71	274,500	315,100	353,300	392,900	401,100	445,100	476,500
72	276,200	317,000	355,000	394,600	403,300	446,600	477,500
73	278,000	318,800	356,800	396,200	405,700	448,000	478,500
74	279,700	320,700	358,500	397,500	407,500	449,100	479,400
75	281,400	322,600	360,200	398,800	409,300	450,200	480,300
76	283,100	324,500	361,900	400,100	411,100	451,300	481,200

77	284,900	326,300	363,500	401,300	412,800	452,300	482,100
78	286,500	327,800	364,900	402,300	414,300	453,300	482,900
79	288,100	329,300	366,300	403,300	415,800	454,300	483,700
80	289,700	330,800	367,700	404,300	417,300	455,300	484,500
81	291,400	332,400	369,100	405,400	418,900	456,400	485,200
82	293,000	333,900	370,200	406,400	420,300	457,200	485,900
83	294,600	335,400	371,300	407,400	421,700	458,000	486,600
84	296,200	336,900	372,400	408,400	423,100	458,800	487,300
85	297,800	338,500	373,600	409,300	424,500	459,500	488,100
86	299,300	339,600	374,700	410,200	425,700	460,100	488,800
87	300,800	340,700	375,800	411,100	426,900	460,700	489,500
88	302,300	341,800	376,900	412,000	428,100	461,300	490,200
89	303,800	343,100	377,900	413,000	429,300	462,100	490,900
90	305,100	344,100	378,800	413,700	430,300	462,700	491,600
91	306,400	345,100	379,700	414,400	431,300	463,300	492,300
92	307,700	346,100	380,600	415,100	432,300	463,900	493,000
93	309,200	347,300	381,400	416,000	433,200	464,600	493,700
94	310,300	348,200	382,100	416,700	434,000	465,200	494,400
95	311,400	349,100	382,800	417,400	434,800	465,800	495,100
96	312,500	350,000	383,500	418,100	435,600	466,400	495,800
97	313,800	351,100	384,200	419,000	436,600	467,100	496,400
98	314,800	351,700	384,800	419,700	437,300	467,700	
99	315,800	352,300	385,400	420,400	438,000	468,300	
100	316,800	352,900	386,000	421,100	438,700	468,900	
101	317,700	353,500	386,800	421,700	439,300	469,600	
102	318,500	354,100	387,400	422,300	440,000	470,200	
103	319,300	354,700	388,000	422,900	440,700	470,800	
104	320,100	355,300	388,600	423,500	441,400	471,400	
105	320,900	355,800	389,100	424,300	442,000	472,100	
106	321,600	356,300	389,600	424,900	442,700	472,700	
107	322,300	356,800	390,100	425,500	443,400	473,300	
108	323,000	357,300	390,600	426,100	444,100	473,900	
109	323,800	358,000	391,100	426,800	444,700	474,600	
110	324,400	358,500	391,600	427,400	445,400	475,200	
111	325,000	359,000	392,100	428,000	446,100	475,800	
112	325,600	359,500	392,600	428,600	446,800	476,400	
113	326,300	360,000	393,100	429,300	447,400	477,100	
114	326,800	360,400		429,900	448,000		
115	327,300	360,800		430,500	448,600		
116	327,800	361,200		431,100	449,200		

	117	328,500	361,700		431,800	449,900		
	118	328,900			432,400	450,500		
	119	329,300			433,000	451,100		
	120	329,700			433,600	451,700		
	121	330,300			434,200	452,400		
	122				434,800	453,000		
	123				435,400	453,600		
	124				436,000	454,200		
	125				436,600	454,900		
	126				437,200	455,500		
	127				437,800	456,100		
	128				438,400	456,700		
	129				439,000	457,300		
再任用 職員		194,000	224,700	255,900	291,700	310,700	330,400	365,900

備考 この表は、保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第三中「入職年月日」を「経年」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条並びに次項及び附則第十五項（別表第一の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の杉並区職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）別表第一の表の規定は、平成十八年一月一日から適用する。この場合において、同条の規定による改正前の杉並区職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第一に掲げられている職務の級であった職員の場合、施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。
- 4 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める職員にあっては、人事委員会が定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第二に定める号給とする。
- 5 施行日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員及び

人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給は、人事委員会が定める。

6 前二項の規定により、新号給を決定される職員のうち、人事委員会が定めるものにあつては、人事委員会の定めるところにより、施行日以後の昇給の号給数を調整する。

7 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の給料月額は、人事委員会が定める。

8 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定により給料月額を定められた職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料月額を定める。

9 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定により給料月額を定められた職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料月額を定める。

10 附則第三項から第八項までの規定は、施行日の前日において職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）別表第一の給料表の適用を受けていた職員で、施行日から杉並区職員の給与に関する条例の適用を受けることとなるものに係る職務の級の切替え等について準用する。この場合において、附則第三項中「その者」とあるの

は「職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「都条例」という。）別表第一の給料表の適用を受けていた職員で、施行日から杉並区職員の給与に関する条例の適用を受けることとなるもの（以下「特定職員」という。）」と、「が附則別表第一に掲げられている職務の級であつた職員」とあるのは「に対応する特定職員」と、「（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする」とあるのは「は、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める」と、附則第四項中「施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員」とあるのは「特定職員」と、「職員を」とあるのは「特定職員を」と、「以下「旧号給」とあるのは「同日において都条例第九条の規定による給料の調整額の支給を受けていた特定職員で、施行日から行政職給料表（二）の適用を受けることとなる再任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。）以外

の職員のうち人事委員会が定めるものにあつては当該号給の額に一万三千円を加えた額とする。以下「旧号給等」と、「旧号給を」とあるのは「旧号給等を」と、「職員に」とあるのは「特定職員に」と、「附則別表第二に」とあるのは「人事委員会が」と、附則第五項及び第六項中「職員」とあるのは「特定職員」と、附則第七項中「から引き続き同一の給料表」とあるのは「において、都条例別表第一イに掲げる行政職給料表（一）の適用を受け、引き続き行政職給料表（一）の適用を受ける特定職員及び都条例別表第一口に掲げる行政職給料表（二）の適用を受け、引き続き行政職給料表（二）」と、「職員」とあるの

は「特定職員」と、附則第八項中「施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員」とあるのは「特定職員」と、「職員を」とあるのは「特定職員を」と、「職員との」とあるのは「特定職員との」と、「当該職員」とあるのは「当該特定職員」と読み替えるものとする。

11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

12 杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十三年杉並区条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「及び附則第三項から第五項までの規定」を削る。

附則第三項から第五項までを削り、附則第六項を附則第三項とする。

13 公益法人等への杉並区職員の派遣に関する条例（平成十四年杉並区条例第五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「給料月額及び昇給期間」を「及び号給」に改める。

14 杉並区的一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成十八年杉並区条例第 号）の一部を次のように改正する。

第四条中「給料月額及び昇給期間」を「及び号給」に改める。

15 杉並区職員の旅費に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一号イ中「七級」を「六級」に改め、同号口中「六級」を「五級」に改

める。

第三十条第一号口及び八中「七級」を「六級」に、「六級」を「五級」に改める。

別表第一杉並区の区域内の項中「津久井郡相模湖町 同藤野町」を「津久井郡藤野町」に、「東葛飾郡沼南町 印旛郡白井町」を「白井市」に、「同大井町 上福岡市」を「ふじみ野市」に、「越谷市 岩槻市」を「越谷市」に、「北都留郡上野原町」を「上野原市」に改める。

別表第三中「九級」を「八級」に、「八級」を「七級」に、「七級」を「六級」に、「六級」を「五級」に改める。

16 杉並区長等の給与等に関する条例（昭和三十二年杉並区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二区長の項及び助役の項中「十級」を「九級」に改める。

17 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和五十四年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「十級」を「九級」に改める。

18 杉並区監査委員の給与等に関する条例（平成三年杉並区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「十級」を「九級」に改める。

19 杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「扶養手当の月額」の下に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加える。

第十二条第五項中「及びその他の地方公務員」を「、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者として規則で定める法人（以下「規則法人」という。）の職員」に、「（その他の地方公務員」の下に「及び規則法人の職員」を加える。

第十八条ただし書中「、地方公共団体」を「、地方公共団体又は規則法人（以下「地方公共団体等」という。）に、「当該地方公共団体の退職手当に関する規定」を「当該地方公共団体等の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程」に、「当該地方公共団体における地方公務員」を「当該地方公共団体等の職員」に改める。

附則第八項を削り、附則第九項を附則第八項とし、附則第十項から第十三項までを一項ずつ繰り上げ、附則に次の一項を加える。

13 杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年杉並区条例第 号）附則第十項の規定により読み替えて準用される附則第四項に規定する人事委員会が定めるものに対する第十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「調整額の額に相当する規則で定める額」と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のもの」とあるのは「調整額の額に相当する規則で定める額から一万三千元（杉並区職員の給与に関する条例附則第九項に規定する人事委員会が定めるものに該当する場合は、同項の表の上欄に掲げる年度において、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加算した額。以下この項にお

いて「減ずる額」という。）を減じた額」と、「加えた額とする」とあるのは「加えた額とする。この場合において、減ずる額が調整額の額に相当する規則で定める額以上となるときは、この項の規定による退職手当は支給しない」とする。

附則別表第一（附則第3項関係）

職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
行政職給料表（一）	10級	9級
	9級	8級
	8級	7級
	7級	6級
	6級	5級
	5級	4級
	4級	3級
	3級	2級
	2級	1級
	1級	
医療職給料表（二） 医療職給料表（三）	8級	7級
	7級	6級
	6級	5級
	5級	4級
	4級	3級
	3級	2級
	2級	1級
1級		

附則別表第二(附則第4項関係)

職員の号給の切替表

イ 行政職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間 旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1	3月未満		10	1	1		1		1
	3月以上6月未満		11	1	2		2		2		2
	6月以上9月未満		12	1	3		3		3		3
	9月以上12月未満		13	1	4		4		4		4
	12月以上		14	1	5		5		5		5
2	3月未満		14	1	5		5		5		5
	3月以上6月未満		15	2	6		6		6		6
	6月以上9月未満		16	3	7		7		7		7
	9月以上12月未満		17	4	8		8		8		8
	12月以上		18	5	9		9		9		9
3	3月未満		18	5	9	1	9	1	9		9
	3月以上6月未満		19	6	10	2	10	2	10		10
	6月以上9月未満		20	7	11	3	11	3	11		11
	9月以上12月未満		21	8	12	4	12	4	12		12
	12月以上		22	9	13	5	13	5	13		13
4	3月未満	3	22	9	13	5	13	5	13	1	13
	3月以上6月未満	4	23	10	14	6	14	6	14	2	14
	6月以上9月未満	5	24	11	15	7	15	7	15	3	15
	9月以上12月未満	6	25	12	16	8	16	8	16	4	16
	12月以上	7	26	13	17	9	17	9	17	5	17
5	3月未満	7	26	13	17	9	17	9	17	5	17
	3月以上6月未満	8	27	14	18	10	18	10	18	6	18
	6月以上9月未満	9	28	15	19	11	19	11	19	7	19
	9月以上12月未満	10	29	16	20	12	20	12	20	8	20
	12月以上	11	30	17	21	13	21	13	21	9	21
6	3月未満	11	30	17	21	13	21	13	21	9	21
	3月以上6月未満	12	31	18	22	14	22	14	22	10	22
	6月以上9月未満	13	32	19	23	15	23	15	23	11	23
	9月以上12月未満	14	33	20	24	16	24	16	24	12	24
	12月以上	15	34	21	25	17	25	17	25	13	25
7	3月未満	15	34	21	25	17	25	17	25	13	25
	3月以上6月未満	16	35	22	26	18	26	18	26	14	26
	6月以上9月未満	17	36	23	27	19	27	19	27	15	27
	9月以上12月未満	18	37	24	28	20	28	20	28	16	28
	12月以上	19	38	25	29	21	29	21	29	17	29
8	3月未満	19	38	25	29	21	29	21	29	17	29
	3月以上6月未満	20	39	26	30	22	30	22	30	18	30
	6月以上9月未満	21	40	27	31	23	31	23	31	19	31
	9月以上12月未満	22	41	28	32	24	32	24	32	20	32
	12月以上	23	42	29	33	25	33	25	33	21	33
9	3月未満	23	42	29	33	25	33	25	33	21	33
	3月以上6月未満	24	43	30	34	26	34	26	34	22	34
	6月以上9月未満	25	44	31	35	27	35	27	35	23	35
	9月以上12月未満	26	45	32	36	28	36	28	36	24	36
	12月以上	27	46	33	37	29	37	29	37	25	37
10	3月未満	27	46	33	37	29	37	29	37	25	37
	3月以上6月未満	28	47	34	38	30	38	30	38	26	38
	6月以上9月未満	29	48	35	39	31	39	31	39	27	39
	9月以上12月未満	30	49	36	40	32	40	32	40	28	40
	12月以上	31	50	37	41	33	41	33	41	29	41

11	3月未満	31	50	37	41	33	41	33	41	29	41
	3月以上6月未満	32	51	38	42	34	42	34	42	30	42
	6月以上9月未満	33	52	39	43	35	43	35	43	31	43
	9月以上12月未満	34	53	40	44	36	44	36	44	32	44
	12月以上	35	54	41	45	37	45	37	45	33	45
12	3月未満	35	54	41	45	37	45	37	45	33	45
	3月以上6月未満	36	55	42	46	38	46	38	46	34	46
	6月以上9月未満	37	56	43	47	39	47	39	47	35	47
	9月以上12月未満	38	57	44	48	40	48	40	48	36	48
	12月以上	39	58	45	49	41	49	41	49	37	49
13	3月未満	39	58	45	49	41	49	41	49	37	49
	3月以上6月未満	40	59	46	50	42	50	42	50	38	50
	6月以上9月未満	41	60	47	51	43	51	43	51	39	51
	9月以上12月未満	42	61	48	52	44	52	44	52	40	52
	12月以上	43	62	49	53	45	53	45	53	41	53
14	3月未満	43	62	49	53	45	53	45	53	41	53
	3月以上6月未満	44	63	50	54	46	54	46	54	42	54
	6月以上9月未満	45	64	51	55	47	55	47	55	43	55
	9月以上12月未満	46	65	52	56	48	56	48	56	44	56
	12月以上	47	66	53	57	49	57	49	57	45	57
15	3月未満	47	66	53	57	49	57	49	57	45	57
	3月以上6月未満	48	67	54	58	50	58	50	58	46	58
	6月以上9月未満	49	68	55	59	51	59	51	59	47	59
	9月以上12月未満	50	69	56	60	52	60	52	60	48	60
	12月以上	51	70	57	61	53	61	53	61	49	61
16	3月未満	51	70	57	61	53	61	53	61	49	61
	3月以上6月未満	52	71	58	62	54	62	54	62	50	61
	6月以上9月未満	53	72	59	63	55	63	55	63	51	61
	9月以上12月未満	54	73	60	64	56	64	56	64	52	61
	12月以上	55	74	61	65	57	65	57	65	53	61
17	3月未満	55	74	61	65	57	65	57	65	53	
	3月以上6月未満	56	75	62	66	58	66	58	66	54	
	6月以上9月未満	57	76	63	67	59	67	59	67	55	
	9月以上12月未満	58	77	64	68	60	68	60	68	56	
	12月以上	59	78	65	69	61	69	61	69	57	
18	3月未満	59	78	65	69	61	69	61	69	57	
	3月以上6月未満	60	79	66	70	62	70	62	70	58	
	6月以上9月未満	61	80	67	71	63	71	63	71	59	
	9月以上12月未満	62	81	68	72	64	72	64	72	60	
	12月以上	63	82	69	73	65	73	65	73	61	
19	3月未満	63	82	69	73	65	73	65	73	61	
	3月以上6月未満	64	83	70	74	66	74	66	74	62	
	6月以上9月未満	65	84	71	75	67	75	67	75	63	
	9月以上12月未満	66	85	72	76	68	76	68	76	64	
	12月以上	67	86	73	77	69	77	69	77	65	
20	3月未満	67	86	73	77	69	77	69	77	65	
	3月以上6月未満	68	87	74	78	70	78	70	78	66	
	6月以上9月未満	69	88	75	79	71	79	71	79	67	
	9月以上12月未満	70	89	76	80	72	80	72	80	68	
	12月以上	71	90	77	81	73	81	73	81	69	
21	3月未満	71	90	77	81	73	81	73	81	69	
	3月以上6月未満	71	91	78	82	74	82	74	82	70	
	6月以上9月未満	72	92	79	83	75	83	75	83	71	
	9月以上12月未満	72	93	80	84	76	84	76	84	72	
	12月以上	73	94	81	85	77	85	77	85	73	

22	3月未滿	73	94	81	85	77	85	77	85	73	
	3月以上6月未滿	73	95	82	86	78	86	78	86	74	
	6月以上9月未滿	74	96	83	87	79	87	79	87	75	
	9月以上12月未滿	74	97	84	88	80	88	80	88	76	
	12月以上	75	98	85	89	81	89	81	89	77	
23	3月未滿	75	98	85	89	81	89	81	89	77	
	3月以上6月未滿	76	99	86	90	82	90	82	90	78	
	6月以上9月未滿	77	100	87	91	83	91	83	91	79	
	9月以上12月未滿	78	101	88	92	84	92	84	92	80	
	12月以上	79	102	89	93	85	93	85	93	81	
24	3月未滿	79	102	89	93	85	93	85	93	81	
	3月以上6月未滿	80	103	90	94	86	94	86	94	82	
	6月以上9月未滿	81	104	91	95	87	95	87	95	83	
	9月以上12月未滿	82	105	92	96	88	96	88	96	84	
	12月以上	83	106	93	97	89	97	89	97	85	
25	3月未滿	83	106	93	97	89	97	89	97	85	
	3月以上6月未滿	83	107	94	98	90	98	90	97	86	
	6月以上9月未滿	84	108	95	99	91	99	91	97	87	
	9月以上12月未滿	84	109	96	100	92	100	92	97	88	
	12月以上	85	110	97	101	93	101	93	97	89	
26	3月未滿	85	110	97	101	93	101	93		89	
	3月以上6月未滿	85	111	98	102	94	102	94		89	
	6月以上9月未滿	86	112	99	103	95	103	95		89	
	9月以上12月未滿	86	113	100	104	96	104	96		89	
	12月以上	87	114	101	105	97	105	97		89	
27	3月未滿	87	114	101	105	97	105	97			
	3月以上6月未滿	88	115	102	106	98	106	98			
	6月以上9月未滿	89	116	103	107	99	107	99			
	9月以上12月未滿	90	117	104	108	100	108	100			
	12月以上	91	118	105	109	101	109	101			
28	3月未滿	91	118	105	109	101	109	101			
	3月以上6月未滿	91	119	106	110	102	110	102			
	6月以上9月未滿	91	120	107	111	103	111	103			
	9月以上12月未滿	92	121	108	112	104	112	104			
	12月以上	92	121	109	113	105	113	105			
29	3月未滿	92	121	109	113	105	113	105			
	3月以上6月未滿	92	121	110	114	106	114	106			
	6月以上9月未滿	93	121	111	115	107	115	107			
	9月以上12月未滿	93	121	112	116	108	116	108			
	12月以上	93	121	113	117	109	117	109			
30	3月未滿	93	121	113	117	109	117	109			
	3月以上6月未滿	93	121	114	118	110	118	110			
	6月以上9月未滿	93	121	115	119	111	119	111			
	9月以上12月未滿	93	121	116	120	112	120	112			
	12月以上	93	121	117	121	113	121	113			
31	3月未滿	93	121	117		113	121	113			
	3月以上6月未滿	93	121	118		114	122	114			
	6月以上9月未滿	93	121	119		115	123	115			
	9月以上12月未滿	93	121	120		116	124	116			
	12月以上	93	121	121		117	125	117			
32	3月未滿		121	121		117	125				
	3月以上6月未滿		121	121		118	126				
	6月以上9月未滿		121	121		119	127				
	9月以上12月未滿		121	121		120	128				
	12月以上		121	121		121	129				

33	3月未満					121	129				
	3月以上6月未満					122	130				
	6月以上9月未満					123	131				
	9月以上12月未満					124	132				
	12月以上					125	133				
34	3月未満					125	133				
	3月以上6月未満					126	134				
	6月以上9月未満					127	135				
	9月以上12月未満					128	136				
	12月以上					129	137				
35	3月未満					129	137				
	3月以上6月未満					130	138				
	6月以上9月未満					131	139				
	9月以上12月未満					132	140				
	12月以上					133	141				
36	3月未満					133					
	3月以上6月未満					133					
	6月以上9月未満					133					
	9月以上12月未満					133					
	12月以上					133					

ロ 行政職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満	1	1		1
	3月以上6月未満	1	1		1
	6月以上9月未満	1	1		1
	9月以上12月未満	1	1		1
	12月以上	1	1		1
2	3月未満	1	1		1
	3月以上6月未満	1	1		1
	6月以上9月未満	1	1		1
	9月以上12月未満	1	1		1
	12月以上	1	1		1
3	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1
	12月以上	1	1	1	1
4	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	2
	6月以上9月未満	3	3	1	3
	9月以上12月未満	4	4	1	4
	12月以上	5	5	1	5
5	3月未満	5	5	1	5
	3月以上6月未満	6	6	1	6
	6月以上9月未満	7	7	1	7
	9月以上12月未満	8	8	1	8
	12月以上	9	9	1	9
6	3月未満	9	9	1	9
	3月以上6月未満	10	10	2	10
	6月以上9月未満	11	11	3	11
	9月以上12月未満	12	12	4	12
	12月以上	13	13	5	13
7	3月未満	13	13	5	13
	3月以上6月未満	14	14	6	14
	6月以上9月未満	15	15	7	15
	9月以上12月未満	16	16	8	16
	12月以上	17	17	9	17
8	3月未満	17	17	9	17
	3月以上6月未満	18	18	10	18
	6月以上9月未満	19	19	11	19
	9月以上12月未満	20	20	12	20
	12月以上	21	21	13	21
9	3月未満	21	21	13	21
	3月以上6月未満	22	22	14	22
	6月以上9月未満	23	23	15	23
	9月以上12月未満	24	24	16	24
	12月以上	25	25	17	25
10	3月未満	25	25	17	25
	3月以上6月未満	26	26	18	26
	6月以上9月未満	27	27	19	27
	9月以上12月未満	28	28	20	28
	12月以上	29	29	21	29

11	3月未滿	29	29	21	29
	3月以上6月未滿	30	30	22	30
	6月以上9月未滿	31	31	23	31
	9月以上12月未滿	32	32	24	32
	12月以上	33	33	25	33
12	3月未滿	33	33	25	33
	3月以上6月未滿	34	34	26	34
	6月以上9月未滿	35	35	27	35
	9月以上12月未滿	36	36	28	36
	12月以上	37	37	29	37
13	3月未滿	37	37	29	37
	3月以上6月未滿	38	38	30	38
	6月以上9月未滿	39	39	31	39
	9月以上12月未滿	40	40	32	40
	12月以上	41	41	33	41
14	3月未滿	41	41	33	41
	3月以上6月未滿	42	42	34	42
	6月以上9月未滿	43	43	35	43
	9月以上12月未滿	44	44	36	44
	12月以上	45	45	37	45
15	3月未滿	45	45	37	45
	3月以上6月未滿	46	46	38	46
	6月以上9月未滿	47	47	39	47
	9月以上12月未滿	48	48	40	48
	12月以上	49	49	41	49
16	3月未滿	49	49	41	49
	3月以上6月未滿	50	50	42	50
	6月以上9月未滿	51	51	43	51
	9月以上12月未滿	52	52	44	52
	12月以上	53	53	45	53
17	3月未滿	53	53	45	53
	3月以上6月未滿	54	54	46	54
	6月以上9月未滿	55	55	47	55
	9月以上12月未滿	56	56	48	56
	12月以上	57	57	49	57
18	3月未滿	57	57	49	57
	3月以上6月未滿	58	58	50	58
	6月以上9月未滿	59	59	51	59
	9月以上12月未滿	60	60	52	60
	12月以上	61	61	53	61
19	3月未滿	61	61	53	61
	3月以上6月未滿	62	62	54	62
	6月以上9月未滿	63	63	55	63
	9月以上12月未滿	64	64	56	64
	12月以上	65	65	57	65
20	3月未滿	65	65	57	65
	3月以上6月未滿	66	66	58	66
	6月以上9月未滿	67	67	59	67
	9月以上12月未滿	68	68	60	68
	12月以上	69	69	61	69
21	3月未滿	69	69	61	69
	3月以上6月未滿	70	70	62	70
	6月以上9月未滿	71	71	63	71
	9月以上12月未滿	72	72	64	72
	12月以上	73	73	65	73

22	3月未滿	73	73	65	73
	3月以上6月未滿	74	74	66	74
	6月以上9月未滿	75	75	67	75
	9月以上12月未滿	76	76	68	76
	12月以上	77	77	69	77
23	3月未滿	77	77	69	77
	3月以上6月未滿	78	78	70	78
	6月以上9月未滿	79	79	71	79
	9月以上12月未滿	80	80	72	80
	12月以上	81	81	73	81
24	3月未滿	81	81	73	81
	3月以上6月未滿	82	82	74	82
	6月以上9月未滿	83	83	75	83
	9月以上12月未滿	84	84	76	84
	12月以上	85	85	77	85
25	3月未滿	85	85	77	85
	3月以上6月未滿	86	86	78	86
	6月以上9月未滿	87	87	79	87
	9月以上12月未滿	88	88	80	88
	12月以上	89	89	81	89
26	3月未滿	89	89	81	89
	3月以上6月未滿	90	90	82	90
	6月以上9月未滿	91	91	83	91
	9月以上12月未滿	92	92	84	92
	12月以上	93	93	85	93
27	3月未滿	93	93	85	93
	3月以上6月未滿	94	94	86	94
	6月以上9月未滿	95	95	87	95
	9月以上12月未滿	96	96	88	96
	12月以上	97	97	89	97
28	3月未滿	97	97	89	97
	3月以上6月未滿	98	98	90	98
	6月以上9月未滿	99	99	91	99
	9月以上12月未滿	100	100	92	100
	12月以上	101	101	93	101
29	3月未滿	101	101	93	101
	3月以上6月未滿	102	102	94	102
	6月以上9月未滿	103	103	95	103
	9月以上12月未滿	104	104	96	104
	12月以上	105	105	97	105
30	3月未滿	105	105	97	105
	3月以上6月未滿	106	106	98	106
	6月以上9月未滿	107	107	99	107
	9月以上12月未滿	108	108	100	108
	12月以上	109	109	101	109
31	3月未滿	109	109	101	109
	3月以上6月未滿	110	110	102	110
	6月以上9月未滿	111	111	103	111
	9月以上12月未滿	112	112	104	112
	12月以上	113	113	105	113
32	3月未滿	113	113	105	113
	3月以上6月未滿	114	114	106	114
	6月以上9月未滿	115	115	107	115
	9月以上12月未滿	116	116	108	116
	12月以上	117	117	109	117

33	3月未滿	117	117	109	117
	3月以上6月未滿	118	118	110	118
	6月以上9月未滿	119	119	111	119
	9月以上12月未滿	120	120	112	120
	12月以上	121	121	113	121
34	3月未滿	121		113	121
	3月以上6月未滿	122		114	121
	6月以上9月未滿	123		115	121
	9月以上12月未滿	124		116	121
	12月以上	125		117	121
35	3月未滿	125		117	
	3月以上6月未滿	126		118	
	6月以上9月未滿	127		119	
	9月以上12月未滿	128		120	
	12月以上	129		121	
36	3月未滿	129		121	
	3月以上6月未滿	130		122	
	6月以上9月未滿	131		123	
	9月以上12月未滿	132		124	
	12月以上	133		125	
37	3月未滿	133		125	
	3月以上6月未滿	134		126	
	6月以上9月未滿	135		127	
	9月以上12月未滿	136		128	
	12月以上	137		129	
38	3月未滿	137		129	
	3月以上6月未滿	138		130	
	6月以上9月未滿	139		131	
	9月以上12月未滿	140		132	
	12月以上	141		133	
39	3月未滿	141		133	
	3月以上6月未滿	142		134	
	6月以上9月未滿	143		135	
	9月以上12月未滿	144		136	
	12月以上	145		137	
40	3月未滿	145		137	
	3月以上6月未滿	146		138	
	6月以上9月未滿	147		139	
	9月以上12月未滿	148		140	
	12月以上	149		141	
41	3月未滿	149		141	
	3月以上6月未滿	150		142	
	6月以上9月未滿	151		143	
	9月以上12月未滿	152		144	
	12月以上	153		145	
42	3月未滿	153		145	
	3月以上6月未滿	153		145	
	6月以上9月未滿	153		145	
	9月以上12月未滿	153		145	
	12月以上	153		145	

八 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級	1級	2級	3級	4級
1	3月未満		1			1
	3月以上6月未満		2			2
	6月以上9月未満		3			3
	9月以上12月未満		4			4
	12月以上		5			5
2	3月未満		5			5
	3月以上6月未満		6			6
	6月以上9月未満		7			7
	9月以上12月未満		8			8
	12月以上		9			9
3	3月未満		9	1	1	9
	3月以上6月未満		10	2	2	10
	6月以上9月未満		11	3	3	11
	9月以上12月未満		12	4	4	12
	12月以上		13	5	5	13
4	3月未満		13	5	5	13
	3月以上6月未満		14	6	6	14
	6月以上9月未満		15	7	7	15
	9月以上12月未満		16	8	8	16
	12月以上		17	9	9	17
5	3月未満		17	9	9	17
	3月以上6月未満		18	10	10	18
	6月以上9月未満		19	11	11	19
	9月以上12月未満		20	12	12	20
	12月以上		21	13	13	21
6	3月未満		21	13	13	21
	3月以上6月未満		22	14	14	22
	6月以上9月未満		23	15	15	23
	9月以上12月未満		24	16	16	24
	12月以上		25	17	17	25
7	3月未満		25	17	17	25
	3月以上6月未満		26	18	18	26
	6月以上9月未満		27	19	19	27
	9月以上12月未満		28	20	20	28
	12月以上		29	21	21	29
8	3月未満		29	21	21	29
	3月以上6月未満		30	22	22	30
	6月以上9月未満		31	23	23	31
	9月以上12月未満		32	24	24	32
	12月以上		33	25	25	33
9	3月未満		33	25	25	33
	3月以上6月未満		34	26	26	34
	6月以上9月未満		35	27	27	35
	9月以上12月未満		36	28	28	36
	12月以上		37	29	29	37
10	3月未満		37	29	29	37
	3月以上6月未満		38	30	30	38
	6月以上9月未満		39	31	31	39
	9月以上12月未満		40	32	32	40
	12月以上		41	33	33	41

11	3月未滿	41	33	33	41
	3月以上6月未滿	42	34	34	42
	6月以上9月未滿	43	35	35	43
	9月以上12月未滿	44	36	36	44
	12月以上	45	37	37	45
12	3月未滿	45	37	37	45
	3月以上6月未滿	46	38	38	46
	6月以上9月未滿	47	39	39	47
	9月以上12月未滿	48	40	40	48
	12月以上	49	41	41	49
13	3月未滿	49	41	41	49
	3月以上6月未滿	50	42	42	50
	6月以上9月未滿	51	43	43	51
	9月以上12月未滿	52	44	44	52
	12月以上	53	45	45	53
14	3月未滿	53	45	45	53
	3月以上6月未滿	54	46	46	54
	6月以上9月未滿	55	47	47	55
	9月以上12月未滿	56	48	48	56
	12月以上	57	49	49	57
15	3月未滿	57	49	49	57
	3月以上6月未滿	58	50	50	58
	6月以上9月未滿	59	51	51	59
	9月以上12月未滿	60	52	52	60
	12月以上	61	53	53	61
16	3月未滿	61	53	53	61
	3月以上6月未滿	62	54	54	62
	6月以上9月未滿	63	55	55	63
	9月以上12月未滿	64	56	56	64
	12月以上	65	57	57	65
17	3月未滿	65	57	57	65
	3月以上6月未滿	66	58	58	66
	6月以上9月未滿	67	59	59	67
	9月以上12月未滿	68	60	60	68
	12月以上	69	61	61	69
18	3月未滿	69	61	61	69
	3月以上6月未滿	70	62	62	70
	6月以上9月未滿	71	63	63	71
	9月以上12月未滿	72	64	64	72
	12月以上	73	65	65	73
19	3月未滿	73	65	65	73
	3月以上6月未滿	74	66	66	74
	6月以上9月未滿	75	67	67	75
	9月以上12月未滿	76	68	68	76
	12月以上	77	69	69	77
20	3月未滿	77	69	69	77
	3月以上6月未滿	78	70	70	78
	6月以上9月未滿	79	71	71	79
	9月以上12月未滿	80	72	72	80
	12月以上	81	73	73	81
21	3月未滿	81	73	73	81
	3月以上6月未滿	82	74	74	82
	6月以上9月未滿	83	75	75	83
	9月以上12月未滿	84	76	76	84
	12月以上	85	77	77	85

22	3月未滿	85	77	77	85
	3月以上6月未滿	86	78	78	85
	6月以上9月未滿	87	79	79	85
	9月以上12月未滿	88	80	80	85
	12月以上	89	81	81	85
23	3月未滿	89	81	81	
	3月以上6月未滿	90	82	82	
	6月以上9月未滿	91	83	83	
	9月以上12月未滿	92	84	84	
	12月以上	93	85	85	
24	3月未滿	93	85	85	
	3月以上6月未滿	94	86	86	
	6月以上9月未滿	95	87	87	
	9月以上12月未滿	96	88	88	
	12月以上	97	89	89	
25	3月未滿	97	89	89	
	3月以上6月未滿	97	90	90	
	6月以上9月未滿	97	91	91	
	9月以上12月未滿	97	92	92	
	12月以上	97	93	93	
26	3月未滿		93	93	
	3月以上6月未滿		94	94	
	6月以上9月未滿		95	95	
	9月以上12月未滿		96	96	
	12月以上		97	97	
27	3月未滿		97	97	
	3月以上6月未滿		98	98	
	6月以上9月未滿		99	99	
	9月以上12月未滿		100	100	
	12月以上		101	101	
28	3月未滿		101	101	
	3月以上6月未滿		101	102	
	6月以上9月未滿		101	103	
	9月以上12月未滿		101	104	
	12月以上		101	105	
29	3月未滿			105	
	3月以上6月未滿			105	
	6月以上9月未滿			105	
	9月以上12月未滿			105	
	12月以上			105	

二 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間 旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	3月未満		10	1	1		1		1
	3月以上6月未満		11	1	2		2		2
	6月以上9月未満		12	1	3		3		3
	9月以上12月未満		13	1	4		4		4
	12月以上		14	1	5		5		5
2	3月未満		14	1	5		5		5
	3月以上6月未満		15	2	6		6		6
	6月以上9月未満		16	3	7		7		7
	9月以上12月未満		17	4	8		8		8
	12月以上		18	5	9		9		9
3	3月未満		18	5	9	1	9	1	9
	3月以上6月未満		19	6	10	2	10	2	10
	6月以上9月未満		20	7	11	3	11	3	11
	9月以上12月未満		21	8	12	4	12	4	12
	12月以上		22	9	13	5	13	5	13
4	3月未満	3	22	9	13	5	13	5	13
	3月以上6月未満	4	23	10	14	6	14	6	14
	6月以上9月未満	5	24	11	15	7	15	7	15
	9月以上12月未満	6	25	12	16	8	16	8	16
	12月以上	7	26	13	17	9	17	9	17
5	3月未満	7	26	13	17	9	17	9	17
	3月以上6月未満	8	27	14	18	10	18	10	18
	6月以上9月未満	9	28	15	19	11	19	11	19
	9月以上12月未満	10	29	16	20	12	20	12	20
	12月以上	11	30	17	21	13	21	13	21
6	3月未満	11	30	17	21	13	21	13	21
	3月以上6月未満	12	31	18	22	14	22	14	22
	6月以上9月未満	13	32	19	23	15	23	15	23
	9月以上12月未満	14	33	20	24	16	24	16	24
	12月以上	15	34	21	25	17	25	17	25
7	3月未満	15	34	21	25	17	25	17	25
	3月以上6月未満	16	35	22	26	18	26	18	26
	6月以上9月未満	17	36	23	27	19	27	19	27
	9月以上12月未満	18	37	24	28	20	28	20	28
	12月以上	19	38	25	29	21	29	21	29
8	3月未満	19	38	25	29	21	29	21	29
	3月以上6月未満	20	39	26	30	22	30	22	30
	6月以上9月未満	21	40	27	31	23	31	23	31
	9月以上12月未満	22	41	28	32	24	32	24	32
	12月以上	23	42	29	33	25	33	25	33
9	3月未満	23	42	29	33	25	33	25	33
	3月以上6月未満	24	43	30	34	26	34	26	34
	6月以上9月未満	25	44	31	35	27	35	27	35
	9月以上12月未満	26	45	32	36	28	36	28	36
	12月以上	27	46	33	37	29	37	29	37
10	3月未満	27	46	33	37	29	37	29	37
	3月以上6月未満	28	47	34	38	30	38	30	38
	6月以上9月未満	29	48	35	39	31	39	31	39
	9月以上12月未満	30	49	36	40	32	40	32	40
	12月以上	31	50	37	41	33	41	33	41

11	3月未満	31	50	37	41	33	41	33	41
	3月以上6月未満	32	51	38	42	34	42	34	42
	6月以上9月未満	33	52	39	43	35	43	35	43
	9月以上12月未満	34	53	40	44	36	44	36	44
	12月以上	35	54	41	45	37	45	37	45
12	3月未満	35	54	41	45	37	45	37	45
	3月以上6月未満	36	55	42	46	38	46	38	46
	6月以上9月未満	37	56	43	47	39	47	39	47
	9月以上12月未満	38	57	44	48	40	48	40	48
	12月以上	39	58	45	49	41	49	41	49
13	3月未満	39	58	45	49	41	49	41	49
	3月以上6月未満	40	59	46	50	42	50	42	50
	6月以上9月未満	41	60	47	51	43	51	43	51
	9月以上12月未満	42	61	48	52	44	52	44	52
	12月以上	43	62	49	53	45	53	45	53
14	3月未満	43	62	49	53	45	53	45	53
	3月以上6月未満	44	63	50	54	46	54	46	54
	6月以上9月未満	45	64	51	55	47	55	47	55
	9月以上12月未満	46	65	52	56	48	56	48	56
	12月以上	47	66	53	57	49	57	49	57
15	3月未満	47	66	53	57	49	57	49	57
	3月以上6月未満	48	67	54	58	50	58	50	58
	6月以上9月未満	49	68	55	59	51	59	51	59
	9月以上12月未満	50	69	56	60	52	60	52	60
	12月以上	51	70	57	61	53	61	53	61
16	3月未満	51	70	57	61	53	61	53	61
	3月以上6月未満	52	71	58	62	54	62	54	62
	6月以上9月未満	53	72	59	63	55	63	55	63
	9月以上12月未満	54	73	60	64	56	64	56	64
	12月以上	55	74	61	65	57	65	57	65
17	3月未満	55	74	61	65	57	65	57	65
	3月以上6月未満	56	75	62	66	58	66	58	66
	6月以上9月未満	57	76	63	67	59	67	59	67
	9月以上12月未満	58	77	64	68	60	68	60	68
	12月以上	59	78	65	69	61	69	61	69
18	3月未満	59	78	65	69	61	69	61	69
	3月以上6月未満	60	79	66	70	62	70	62	70
	6月以上9月未満	61	80	67	71	63	71	63	71
	9月以上12月未満	62	81	68	72	64	72	64	72
	12月以上	63	82	69	73	65	73	65	73
19	3月未満	63	82	69	73	65	73	65	73
	3月以上6月未満	64	83	70	74	66	74	66	74
	6月以上9月未満	65	84	71	75	67	75	67	75
	9月以上12月未満	66	85	72	76	68	76	68	76
	12月以上	67	86	73	77	69	77	69	77
20	3月未満	67	86	73	77	69	77	69	77
	3月以上6月未満	68	87	74	78	70	78	70	78
	6月以上9月未満	69	88	75	79	71	79	71	79
	9月以上12月未満	70	89	76	80	72	80	72	80
	12月以上	71	90	77	81	73	81	73	81
21	3月未満	71	90	77	81	73	81	73	81
	3月以上6月未満	71	91	78	82	74	82	74	82
	6月以上9月未満	72	92	79	83	75	83	75	83
	9月以上12月未満	72	93	80	84	76	84	76	84
	12月以上	73	94	81	85	77	85	77	85

22	3月未滿	73	94	81	85	77	85	77	85
	3月以上6月未滿	73	95	82	86	78	86	78	86
	6月以上9月未滿	74	96	83	87	79	87	79	87
	9月以上12月未滿	74	97	84	88	80	88	80	88
	12月以上	75	98	85	89	81	89	81	89
23	3月未滿	75	98	85	89	81	89	81	89
	3月以上6月未滿	76	99	86	90	82	90	82	90
	6月以上9月未滿	77	100	87	91	83	91	83	91
	9月以上12月未滿	78	101	88	92	84	92	84	92
	12月以上	79	102	89	93	85	93	85	93
24	3月未滿	79	102	89	93	85	93	85	93
	3月以上6月未滿	80	103	90	94	86	94	86	94
	6月以上9月未滿	81	104	91	95	87	95	87	95
	9月以上12月未滿	82	105	92	96	88	96	88	96
	12月以上	83	106	93	97	89	97	89	97
25	3月未滿	83	106	93	97	89	97	89	97
	3月以上6月未滿	83	107	94	98	90	98	90	97
	6月以上9月未滿	84	108	95	99	91	99	91	97
	9月以上12月未滿	84	109	96	100	92	100	92	97
	12月以上	85	110	97	101	93	101	93	97
26	3月未滿	85	110	97	101	93	101	93	
	3月以上6月未滿	85	111	98	102	94	102	94	
	6月以上9月未滿	86	112	99	103	95	103	95	
	9月以上12月未滿	86	113	100	104	96	104	96	
	12月以上	87	114	101	105	97	105	97	
27	3月未滿	87	114	101	105	97	105	97	
	3月以上6月未滿	88	115	102	106	98	106	98	
	6月以上9月未滿	89	116	103	107	99	107	99	
	9月以上12月未滿	90	117	104	108	100	108	100	
	12月以上	91	118	105	109	101	109	101	
28	3月未滿	91	118	105	109	101	109	101	
	3月以上6月未滿	91	119	106	110	102	110	102	
	6月以上9月未滿	91	120	107	111	103	111	103	
	9月以上12月未滿	92	121	108	112	104	112	104	
	12月以上	92	121	109	113	105	113	105	
29	3月未滿	92	121	109	113	105	113	105	
	3月以上6月未滿	92	121	110	113	106	114	106	
	6月以上9月未滿	93	121	111	113	107	115	107	
	9月以上12月未滿	93	121	112	113	108	116	108	
	12月以上	93	121	113	113	109	117	109	
30	3月未滿	93	121	113		109	117	109	
	3月以上6月未滿	93	121	114		110	118	110	
	6月以上9月未滿	93	121	115		111	119	111	
	9月以上12月未滿	93	121	116		112	120	112	
	12月以上	93	121	117		113	121	113	
31	3月未滿	93	121	117		113	121	113	
	3月以上6月未滿	93	121	117		114	122	113	
	6月以上9月未滿	93	121	117		115	123	113	
	9月以上12月未滿	93	121	117		116	124	113	
	12月以上	93	121	117		117	125	113	
32	3月未滿		121			117	125		
	3月以上6月未滿		121			118	126		
	6月以上9月未滿		121			119	127		
	9月以上12月未滿		121			120	128		
	12月以上		121			121	129		

33	3月未満					121	129		
	3月以上6月未満					122	129		
	6月以上9月未満					123	129		
	9月以上12月未満					124	129		
	12月以上					125	129		
34	3月未満					125			
	3月以上6月未満					126			
	6月以上9月未満					127			
	9月以上12月未満					128			
	12月以上					129			
35	3月未満					129			
	3月以上6月未満					129			
	6月以上9月未満					129			
	9月以上12月未満					129			
	12月以上					129			

ホ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	3月未満		6	1	1				1
	3月以上6月未満		7	1	2				2
	6月以上9月未満		8	1	3				3
	9月以上12月未満		9	1	4				4
	12月以上		10	1	5				5
2	3月未満		10	1	5		1		5
	3月以上6月未満		11	2	6		2		6
	6月以上9月未満		12	3	7		3		7
	9月以上12月未満		13	4	8		4		8
	12月以上		14	5	9		5		9
3	3月未満	3	14	5	9		5		9
	3月以上6月未満	3	15	6	10		6		10
	6月以上9月未満	3	16	7	11		7		11
	9月以上12月未満	3	17	8	12		8		12
	12月以上	3	18	9	13		9		13
4	3月未満	3	18	9	13	1	9	1	13
	3月以上6月未満	4	19	10	14	2	10	2	14
	6月以上9月未満	5	20	11	15	3	11	3	15
	9月以上12月未満	6	21	12	16	4	12	4	16
	12月以上	7	22	13	17	5	13	5	17
5	3月未満	7	22	13	17	5	13	5	17
	3月以上6月未満	8	23	14	18	6	14	6	18
	6月以上9月未満	9	24	15	19	7	15	7	19
	9月以上12月未満	10	25	16	20	8	16	8	20
	12月以上	11	26	17	21	9	17	9	21
6	3月未満	11	26	17	21	9	17	9	21
	3月以上6月未満	12	27	18	22	10	18	10	22
	6月以上9月未満	13	28	19	23	11	19	11	23
	9月以上12月未満	14	29	20	24	12	20	12	24
	12月以上	15	30	21	25	13	21	13	25
7	3月未満	15	30	21	25	13	21	13	25
	3月以上6月未満	16	31	22	26	14	22	14	26
	6月以上9月未満	17	32	23	27	15	23	15	27
	9月以上12月未満	18	33	24	28	16	24	16	28
	12月以上	19	34	25	29	17	25	17	29
8	3月未満	19	34	25	29	17	25	17	29
	3月以上6月未満	20	35	26	30	18	26	18	30
	6月以上9月未満	21	36	27	31	19	27	19	31
	9月以上12月未満	22	37	28	32	20	28	20	32
	12月以上	23	38	29	33	21	29	21	33
9	3月未満	23	38	29	33	21	29	21	33
	3月以上6月未満	24	39	30	34	22	30	22	34
	6月以上9月未満	25	40	31	35	23	31	23	35
	9月以上12月未満	26	41	32	36	24	32	24	36
	12月以上	27	42	33	37	25	33	25	37
10	3月未満	27	42	33	37	25	33	25	37
	3月以上6月未満	28	43	34	38	26	34	26	38
	6月以上9月未満	29	44	35	39	27	35	27	39
	9月以上12月未満	30	45	36	40	28	36	28	40
	12月以上	31	46	37	41	29	37	29	41

11	3月未満	31	46	37	41	29	37	29	41
	3月以上6月未満	32	47	38	42	30	38	30	42
	6月以上9月未満	33	48	39	43	31	39	31	43
	9月以上12月未満	34	49	40	44	32	40	32	44
	12月以上	35	50	41	45	33	41	33	45
12	3月未満	35	50	41	45	33	41	33	45
	3月以上6月未満	36	51	42	46	34	42	34	46
	6月以上9月未満	37	52	43	47	35	43	35	47
	9月以上12月未満	38	53	44	48	36	44	36	48
	12月以上	39	54	45	49	37	45	37	49
13	3月未満	39	54	45	49	37	45	37	49
	3月以上6月未満	40	55	46	50	38	46	38	50
	6月以上9月未満	41	56	47	51	39	47	39	51
	9月以上12月未満	42	57	48	52	40	48	40	52
	12月以上	43	58	49	53	41	49	41	53
14	3月未満	43	58	49	53	41	49	41	53
	3月以上6月未満	44	59	50	54	42	50	42	54
	6月以上9月未満	45	60	51	55	43	51	43	55
	9月以上12月未満	46	61	52	56	44	52	44	56
	12月以上	47	62	53	57	45	53	45	57
15	3月未満	47	62	53	57	45	53	45	57
	3月以上6月未満	48	63	54	58	46	54	46	58
	6月以上9月未満	49	64	55	59	47	55	47	59
	9月以上12月未満	50	65	56	60	48	56	48	60
	12月以上	51	66	57	61	49	57	49	61
16	3月未満	51	66	57	61	49	57	49	61
	3月以上6月未満	52	67	58	62	50	58	50	62
	6月以上9月未満	53	68	59	63	51	59	51	63
	9月以上12月未満	54	69	60	64	52	60	52	64
	12月以上	55	70	61	65	53	61	53	65
17	3月未満	55	70	61	65	53	61	53	65
	3月以上6月未満	56	71	62	66	54	62	54	66
	6月以上9月未満	57	72	63	67	55	63	55	67
	9月以上12月未満	58	73	64	68	56	64	56	68
	12月以上	59	74	65	69	57	65	57	69
18	3月未満	59	74	65	69	57	65	57	69
	3月以上6月未満	60	75	66	70	58	66	58	70
	6月以上9月未満	61	76	67	71	59	67	59	71
	9月以上12月未満	62	77	68	72	60	68	60	72
	12月以上	63	78	69	73	61	69	61	73
19	3月未満	63	78	69	73	61	69	61	73
	3月以上6月未満	64	79	70	74	62	70	62	74
	6月以上9月未満	65	80	71	75	63	71	63	75
	9月以上12月未満	66	81	72	76	64	72	64	76
	12月以上	67	82	73	77	65	73	65	77
20	3月未満	67	82	73	77	65	73	65	77
	3月以上6月未満	67	83	74	78	66	74	66	78
	6月以上9月未満	68	84	75	79	67	75	67	79
	9月以上12月未満	68	85	76	80	68	76	68	80
	12月以上	69	86	77	81	69	77	69	81
21	3月未満	69	86	77	81	69	77	69	81
	3月以上6月未満	69	87	78	82	70	78	70	82
	6月以上9月未満	70	88	79	83	71	79	71	83
	9月以上12月未満	70	89	80	84	72	80	72	84
	12月以上	71	90	81	85	73	81	73	85

22	3月未滿	71	90	81	85	73	81	73	85
	3月以上6月未滿	72	91	82	86	74	82	74	86
	6月以上9月未滿	73	92	83	87	75	83	75	87
	9月以上12月未滿	74	93	84	88	76	84	76	88
	12月以上	75	94	85	89	77	85	77	89
23	3月未滿	75	94	85	89	77	85	77	89
	3月以上6月未滿	76	95	86	90	78	86	78	90
	6月以上9月未滿	77	96	87	91	79	87	79	91
	9月以上12月未滿	78	97	88	92	80	88	80	92
	12月以上	79	98	89	93	81	89	81	93
24	3月未滿	79	98	89	93	81	89	81	93
	3月以上6月未滿	79	99	90	94	82	90	82	94
	6月以上9月未滿	80	100	91	95	83	91	83	95
	9月以上12月未滿	80	101	92	96	84	92	84	96
	12月以上	81	102	93	97	85	93	85	97
25	3月未滿	81	102	93	97	85	93	85	97
	3月以上6月未滿	81	103	94	98	86	94	86	97
	6月以上9月未滿	82	104	95	99	87	95	87	97
	9月以上12月未滿	82	105	96	100	88	96	88	97
	12月以上	83	106	97	101	89	97	89	97
26	3月未滿	83	106	97	101	89	97	89	
	3月以上6月未滿	84	107	98	102	90	98	90	
	6月以上9月未滿	85	108	99	103	91	99	91	
	9月以上12月未滿	86	109	100	104	92	100	92	
	12月以上	87	110	101	105	93	101	93	
27	3月未滿	87	110	101	105	93	101	93	
	3月以上6月未滿	87	111	102	106	94	102	94	
	6月以上9月未滿	87	112	103	107	95	103	95	
	9月以上12月未滿	88	113	104	108	96	104	96	
	12月以上	88	114	105	109	97	105	97	
28	3月未滿	88	114	105	109	97	105	97	
	3月以上6月未滿	88	115	106	110	98	106	98	
	6月以上9月未滿	89	116	107	111	99	107	99	
	9月以上12月未滿	89	117	108	112	100	108	100	
	12月以上	89	118	109	113	101	109	101	
29	3月未滿	89	118	109	113	101	109	101	
	3月以上6月未滿	90	119	110	113	102	110	102	
	6月以上9月未滿	90	120	111	113	103	111	103	
	9月以上12月未滿	90	121	112	113	104	112	104	
	12月以上	91	121	113	113	105	113	105	
30	3月未滿	91	121	113		105	113	105	
	3月以上6月未滿	92	121	114		106	114	106	
	6月以上9月未滿	93	121	115		107	115	107	
	9月以上12月未滿	94	121	116		108	116	108	
	12月以上	95	121	117		109	117	109	
31	3月未滿		121	117		109	117	109	
	3月以上6月未滿		121	117		110	118	110	
	6月以上9月未滿		121	117		111	119	111	
	9月以上12月未滿		121	117		112	120	112	
	12月以上		121	117		113	121	113	
32	3月未滿		121			113	121	113	
	3月以上6月未滿		121			114	122	113	
	6月以上9月未滿		121			115	123	113	
	9月以上12月未滿		121			116	124	113	
	12月以上		121			117	125	113	

33	3月未満					117	125		
	3月以上6月未満					118	126		
	6月以上9月未満					119	127		
	9月以上12月未満					120	128		
	12月以上					121	129		
34	3月未満					121	129		
	3月以上6月未満					122	129		
	6月以上9月未満					123	129		
	9月以上12月未満					124	129		
	12月以上					125	129		
35	3月未満					125			
	3月以上6月未満					126			
	6月以上9月未満					127			
	9月以上12月未満					128			
	12月以上					129			
36	3月未満					129			
	3月以上6月未満					129			
	6月以上9月未満					129			
	9月以上12月未満					129			
	12月以上					129			

(提案理由)

職員の給与を改定する等の必要がある。

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第一条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例
旧 条 例

（給料）

第二条 給料は、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年杉並区条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第二条、第三条第一項及び第二項並びに第五条第一項に規定する正規の勤務時間（第十九条第三項を除き、以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派

（給料）

第二条 給料は、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年杉並区条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第二条、第三条第一項及び第二項並びに第五条第一項に規定する正規の勤務時間（第十九条第三項を除き、以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派

<p>遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）を除いたものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>第二条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>
<p>遣手当</p> <p>を除いたものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>旧 条 例</p> <p>（初任給及び昇格昇給の基準）</p> <p>第六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員が現に受けている号給を受けるに至った時から十二月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の級における給料の幅の中において直近上位の号給に昇給させることができる。</p> <p>4 職員の勤務成績が特に良好である場合等においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号給より二号給以上上位の号給</p>
<p>（初任給及び昇格昇給の基準）</p> <p>第六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の昇給は、人事委員会が定める日に、同日前で人事委員会が定める期間におけるその者の勤務成績等に応じて、行うものとする。</p>	<p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とす</p>
<p>（初任給及び昇格昇給の基準）</p> <p>第六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員が現に受けている号給を受けるに至った時から十二月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の級における給料の幅の中において直近上位の号給に昇給させることができる。</p> <p>4 職員の勤務成績が特に良好である場合等においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号給より二号給以上上位の号給</p>	<p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とす</p>

5 | することを標準として人事委員会が定める基準に従い決定するものとする。

5 | 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 | へ昇給させ、又はそのいずれをもあわせ行うことができる。

5 | 職員の給料月額がその属する職務の級における給料の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給できない。ただし、それらの給料月額を受けている職員で、その給料月額を受けるに至った時から二十四月（その給料月額が職務の級における給料の幅の最高額である場合にあつては十八月）を下らない期間を良好な成績で勤務したものの、勤務成績が特に良好であるもの等については、その職員の属する職務の級における給料の幅の最高額を超えて昇給させることができる。

6 | 前三項の規定にかかわらず、職員が五十五歳に達した日以降直近の三月三十一日を超えて在職する場合は、当該三月三十一日の翌日以降昇給させることができない。た

6 | 職員の

昇給は、予算の範囲内
で行わなければならない。

7 | 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百

六十一号）第二十八条の四第一項、第二十

八条の五第一項又は第二十八条の六第一項
若しくは第二項の規定により採用された職

だし、次の各号に該当する職員について、
人事委員会が別の年齢を定めた場合又は人
事委員会が特に事由を定めた場合で、前三
項の規定を適用することが適当と認められた職
員については、当該年齢に達した日以降直
近の三月三十一日までの期間又は当該事由
に該当するときに限り、人事委員会が定め
るところにより昇給させることができる。

一 高度な専門的知識及び経験を有する職
にある職員

二 その他前号に準ずる職員で人事委員会
の定める事由に該当する者

7 | 第三項及び第四項並びに第五項及び前項

ただし書に規定する昇給は、予算の範囲内
で行わなければならない。

8 | 地方公務員法

第二十八条の四第一項、第二十

八条の五第一項又は第二十八条の六第一項
若しくは第二項の規定により採用された職

員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

8| 第二項から第五項までの規定の実施について必要な基準は、人事委員会が定める。

（再任用短時間勤務職員の給料月額）

第六条の二 地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第七項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第十六条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

9| 第二項から第六項までの規定の実施について必要な基準は、人事委員会が定める。

（再任用短時間勤務職員の給料月額）

第六条の二 地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第八項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第十六条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると規則で定める職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると規則で定める職員以外の職員であつて、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると人事委員会が定める職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会が定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると人事委員会が定める職員以外の職員であつて、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片

道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると規則で定める職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 規則で

定めるところにより算出したその者の支給対象期間（六箇月を超えない範囲内で規則で定める期間。以下同

道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると人事委員会が定める職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 人事委員会

が定めるところにより算出したその者の支給対象期間（六箇月を超えない範囲内で人事委員会が定める期間。以下同

じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に当該支給月数を乗じて得た額

二 略

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で 定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に当該支給月数を乗じて得た額）、第一号に掲げる額又は前号に掲げる額

じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に当該支給月数を乗じて得た額

二 略

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会が定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に当該支給月数を乗じて得た額）、第一号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の
 移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずるこ
 ととなつた職員で規則で定めるもの
 のうち、当該異動又は公署の移転の直前の
 住居（当該住居に相当するものとして規則
 で定める住居を含む。）からの通勤
 のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その
 他の交通機関等でその利用が規則で
 定める基準に照らして通勤事情の改善に相
 当程度資するものであると認められるもの
 を利用し、その利用に係る特別料金等（そ
 の利用に係る運賃等の額から運賃等相当額
 の算出の基礎となる運賃等に相当する額を
 減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担
 することを常例とするものの通勤手当の額
 は、前項の規定にかかわらず、規則で
 定めるところにより算出したその者の支
 給対象期間の通勤に要する特別料金等の額
 の二分の一に相当する額（その額を支給月

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の
 移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずるこ
 ととなつた職員で人事委員会が定めるもの
 のうち、当該異動又は公署の移転の直前の
 住居（当該住居に相当するものとして人事
 委員会が定める住居を含む。）からの通勤
 のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その
 他の交通機関等でその利用が人事委員会の
 定める基準に照らして通勤事情の改善に相
 当程度資するものであると認められるもの
 を利用し、その利用に係る特別料金等（そ
 の利用に係る運賃等の額から運賃等相当額
 の算出の基礎となる運賃等に相当する額を
 減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担
 することを常例とするものの通勤手当の額
 は、前項の規定にかかわらず、人事委員会
 が定めるところにより算出したその者の支
 給対象期間の通勤に要する特別料金等の額
 の二分の一に相当する額（その額を支給月

数で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に当該支給月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

6 前各項の規則を定めるに当たつては、人事委員会の承認を得るものとする。

7 略

（休職者等の給与）

数で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に当該支給月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会が定める額を返納させるものとする。

6 略

（休職者等の給与）

第二十六条 休職者となつた職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができるとができる。

一 地方公務員法

第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間が満二年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の八十

二及び三 略

2及び3 略

（復職時等における号給の調整）

第二十八条 休職等のため勤務しなかつた職員が、復職し又は再び勤務するに至つた場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し又は再び勤務するに至つた日以後において、その者の号給を調整することができる。

第二十六条 休職者となつた職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができるとができる。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項第一号に

掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間が満二年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の八十

二及び三 略

2及び3 略

（復職時等における給料月額調整）

第二十八条 休職等のため勤務しなかつた職員が、復職し又は再び勤務するに至つた場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し又は再び勤務するに至つた日以後において、その者の給料月額を調整することができる。

2 略

(期末手当)

第二十九条 略

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百六十、十二月に支給する場合には百分の百六十五を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条第一項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百十五、十二月に支給する場合には百分の百二十を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とある

2 略

(期末手当)

第二十九条 略

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月及び十二月に支給する場合には百分の百六十五を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条第一項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百三十を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とある

のは「百分の十」と、「六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合には百分の百六十五」とあるのは「六月に支給する場合には百分の八十、十二月に支給する場合には百分の九十五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の七十二・五」とする。

4 次に掲げる職員に支給する期末手当に対する第二項の規定の適用については、同項中「給与月額」とあるのは「給与月額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額（規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十を超えない範囲内で規則で定め

のは「百分の十」と、「六月及び十二月に支給する場合には百分の百六十五」とあるのは「六月に支給する場合には百分の八十、十二月に支給する場合には百分の九十五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の七十五」とする。

4 次に掲げる職員に支給する期末手当に対する第二項の規定の適用については、同項中「給与月額」とあるのは「給与月額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額（規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十を超えない範囲内で規則で定め

る割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額」とする。

一 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級以上であるもの

二 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が三級である職員であつてその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるもの

三 略

5 略

(勤勉手当)

第三十条 略

2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、

分の四十七・五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条第一項の規

る割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額」とする。

一 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級以上であるもの

二 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員であつてその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるもの

三 略

5 略

(勤勉手当)

第三十条 略

2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、六月に支給する場合には百分の四十二

・五、十二月に支給する場合には百分の四十七・五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条第一項の規

定に基づき指定する職員の勤勉手当の額は、職員の給与月額に、百分の九十二・五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の四十七・五」とあるのは「六月に支給する場合には百分の二十二・五、十二月に支給する場合には百分の九十二・五」とあるのは「六月に支給する場合には百分の四十五、十二月に支給する場合には百分の五十」とする。

4 略

附則

1 略

9 平成十八年三月三十一日において職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第九条の規定による給料の

定に基づき指定する職員の勤勉手当の額は、職員の給与月額に、百分の八十二・五を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の四十二・五」とあるのは「百分の二十二・五」と、百分の四十七・五とあるのは「百分の二十七・五」と、百分の八十二・五とあるのは「六月に支給する場合には百分の四十二・五、十二月に支給する場合には百分の四十七・五」とする。

4 略

附則

1 略

調整額（以下「都調整額」という。）の支給を受けていた職員で、平成十八年四月一日から行政職給料表（二）の適用を受けることとなる再任用職員以外の職員のうち、人事委員会が定めるものの次の表の上欄に掲げる年度における給料月額は、行政職給料表（二）の額にそれぞれ次の表の下欄に定める額を加算した額とする。

平成十八年度	一万四千九百円
平成十九年度	一万千九百円
平成二十年度	八千九百円
平成二十一年度	五千九百円
平成二十二年度	二千九百円

10 平成十八年三月三十一日において都調整額の支給を受けていた職員で、同年四月一日以降行政職給料表（二）の適用を受けること

となる再任用職員のうち、人事委員会が定めるものの給料月額は、当分の間、同表の額に一万二千円を上限として人事委員会が定める額を加算した額とする。

11 前項に規定する人事委員会が定めるものの次の表の上欄に掲げる年度における給料月額は、同項に定めるもののほか、行政職給料表(二)の額にそれぞれ次の表の下欄に定める額を上限として人事委員会が定める額を加算した額とする。

平成十八年度	一万四千九百円
平成十九年度	一万千九百円
平成二十年度	八千九百円
平成二十一年度	五千九百円
平成二十二年度	二千九百円

附則第十二項による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の

一部改正）

新 条 例

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条第六項の改正規定

は、平成十四年

四月一日から施行する。

2 略

旧 条 例

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条第六項の改正規定及び附則第三項から第五項までの規定は、平成十四年四月一日から施行する。

2 略

3 | 平成十四年三月三十一日（以下この項において「基準日」という。）において四十
七歳以上の職員で同年四月一日以降在職するものについてのこの条例による改正後の杉並区職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第六条第六項の規定の適用については、同項中「五十五歳」とあるのは、基準日において、五十五歳以上の職

員にあつては「五十八歳」と、五十一歳以上五十五歳未満の職員にあつては「五十七歳」と、四十七歳以上五十一歳未満の職員にあつては「五十六歳」とする。

4 新条例第六条第六項本文の規定は、平成十七年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間、五十七歳（平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間にあつては五十六歳）に達した日以降直近の三月三十一日において受ける号給の額又は給料月額が行政職給料表（一三級の最高の号給の額）以下「最高号給の額」という。）に達しない者については、その者の受ける号給の額又は給料月額が最高号給の額と同じ額（同じ額がない場合は、その額を超える額のうちその額に最も近い額）の号給又は給料月額に達するまで適用しない。

5 前項の規定にかかわらず、職員がこの条

3|
略

6|
略

附則第十三項による改正（公益法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（派遣職員の復帰時における処遇）</p> <p>第五条 派遣職員（単純労務職員である派遣職員を除く。次条において同じ。）が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給</p> <p>の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、特別区人事委員会規則（幼稚園教育職員（杉並区立幼稚園の園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二</p>	<p>（派遣職員の復帰時における処遇）</p> <p>第五条 派遣職員（単純労務職員である派遣職員を除く。次条において同じ。）が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、特別区人事委員会規則（幼稚園教育職員（杉並区立幼稚園の園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二</p>

例による改正前の杉並区職員の給与に関する条例第六条第六項本文の規定に該当することとなった場合には、昇給させることができない。

<p>十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。）にあつては、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て定める杉並区教育委員会規則を含む。）で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p>	<p>新 条 例</p>	<p>十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。）にあつては、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て定める杉並区教育委員会規則を含む。）で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p>	<p>旧 条 例</p>
<p>（特別区人事委員会規則への委任） 第四条 第二条の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級及び号</p> <p>給 は、特別区人事委員会規則で定める。</p>	<p>（特別区人事委員会規則への委任） 第四条 第二条の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級、給料</p> <p>月額及び昇給期間の特例に關し必要な事項 は、特別区人事委員会規則で定める。</p>		

附則第十五項による改正（杉並区職員の旅費に関する条例の一部改正）

新 条 例

旧 条 例

（鉄道賃）

（鉄道賃）

第二十九条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額による。

第二十九条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額による。

一 運賃の等級を三以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃の範囲内で任命権者が定める運賃

イ 六級以上の職務にある者については、最上級の運賃

一 運賃の等級を三以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃の範囲内で任命権者が定める運賃

イ 七級以上の職務にある者については、最上級の運賃

ロ 五級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

ロ 六級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

二）五略

二）五略

（船賃）

（船賃）

第三十条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃

第三十条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃

賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額による。

一 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃の範囲内で任命権者が定める運賃（最下級の運賃による場合を除く。）

イ 略

ロ イの最上級の運賃を更に四以上に区分する船舶による旅行の場合には、六級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、五級以下の職務にある者については六級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃

ハ イの最上級の運賃を更に三に区分する船舶による旅行の場合には、六級以上の職務にある者については中級の運

賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額による。

一 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃の範囲内で任命権者が定める運賃（最下級の運賃による場合を除く。）

イ 略

ロ イの最上級の運賃を更に四以上に区分する船舶による旅行の場合には、七級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、六級以下の職務にある者については七級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃

ハ イの最上級の運賃を更に三に区分する船舶による旅行の場合には、七級以上の職務にある者については中級の運

賃、五級以下の職務にある者については下級の運賃

二略

二、四略

賃、六級以下の職務にある者については下級の運賃

二略

二、四略

附則第十七項による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件

に関する条例の一部改正）

新 条 例

旧 条 例

（旅費）

第五条 略

2 旅費の種類は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例により、その額は、旅費条例中九級の職務にある者の旅費相当額とする。ただし、国内旅行に係る旅費の額については、旅費条例第十七条第一項第四号中「公務上の必要により特別車両料金を徴する客

（旅費）

第五条 略

2 旅費の種類は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例により、その額は、旅費条例中十級の職務にある者の旅費相当額とする。ただし、国内旅行に係る旅費の額については、旅費条例第十七条第一項第四号中「公務上の必要により特別車両料金を徴する客

新 条 例	旧 条 例
<p>附則第十八項による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）</p> <p>車を利用する場合」とあるのは「特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合」と、第十八条第一項第五号中「公務上の必要により第三号に規定する船舶で特別船室を利用する場合」とあるのは「第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合」と、第二十一条第一項中「二千二百円」とあるのは「三千円」と、第二十三条第一項中「二千四百円」とあるのは「三千円」と、別表第二中「一三、一〇〇円」とあるのは「一四、八〇〇円」と、「一一、八〇〇円」とあるのは「一三、三〇〇円」として、これらの規定を適用する。</p>	<p>車を利用する場合」とあるのは「特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合」と、第十八条第一項第五号中「公務上の必要により第三号に規定する船舶で特別船室を利用する場合」とあるのは「第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合」と、第二十一条第一項中「二千二百円」とあるのは「三千円」と、第二十三条第一項中「二千四百円」とあるのは「三千円」と、別表第二中「一三、一〇〇円」とあるのは「一四、八〇〇円」と、「一一、八〇〇円」とあるのは「一三、三〇〇円」として、これらの規定を適用する。</p>

(旅費及び費用弁償)

第三条 略

2 旅費又は費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、支度料及び渡航手数料の九種とし、その額は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十号。以下「旅費条例」という。）中九級の職務にある者の旅費相当額とする。ただし、内国旅行に係る旅費の額については、旅費条例第十七条第一項第四号中「公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を利用する場合」とあるのは「特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合」と、第十八条第一項第五号中「公務上の必要により第三号に規定する船舶で特別船室を利用する場合」とあるのは「第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合」と、第

(旅費及び費用弁償)

第三条 略

2 旅費又は費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、支度料及び渡航手数料の九種とし、その額は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十号。以下「旅費条例」という。）中十級の職務にある者の旅費相当額とする。ただし、内国旅行に係る旅費の額については、旅費条例第十七条第一項第四号中「公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を利用する場合」とあるのは「特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合」と、第十八条第一項第五号中「公務上の必要により第三号に規定する船舶で特別船室を利用する場合」とあるのは「第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合」と、第

新 条 例	旧 条 例
<p>附則第十九項による改正（杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正）</p> <p>（整理退職等の場合の退職手当）</p> <p>第八条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の基本給月額、杉並区職員の給与に関する条例及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定する給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域</p>	<p>附則第十九項による改正（杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正）</p> <p>（整理退職等の場合の退職手当）</p> <p>第八条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の基本給月額、杉並区職員の給与に関する条例及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定する給料月額及び扶養手当の月額</p>
<p>3 略</p> <p>二十一条第一項中「二千二百円」とあるのは「三千元」と、第二十三条第一項中「二千四百円」とあるのは「三千元」と、別表第二中「一三、一〇〇円」とあるのは「一四、八〇〇円」と、「一一、八〇〇円」とあるのは「一三、三〇〇円」として、これらの規定を適用する。</p>	<p>3 略</p> <p>二十一条第一項中「二千二百円」とあるのは「三千元」と、第二十三条第一項中「二千四百円」とあるのは「三千元」と、別表第二中「一三、一〇〇円」とあるのは「一四、八〇〇円」と、「一一、八〇〇円」とあるのは「一三、三〇〇円」として、これらの規定を適用する。</p>

手当の月額合計額又はこれらに相当する
給与の月額合計額とする。

4 及び 5 略

(勤続期間の計算)

第十二条 略

2 及び 4 略

5 第一項に規定する職員としての引き続き
た在職期間には東京都の職員、他の特別区
の職員、特別区の一部事務組合の職員、国
家公務員、その他の地方公務員及びこれら
に準ずる者として規則で定める法人(以下

「規則法人」という。)の職員(以下「都
職員等」という。)から引き続き職員と
なつた者(その他の地方公務員及び規則法
人の職員については、任命権者の求めによ
り職員となつた者のうち区長が特に必要と
認めたる者に限る。以下この項において同
じ。)の都職員等としての引き続きた在職
期間並びに職員が都職員等となり、引き続

の合計額又はこれらに相当する
給与の月額合計額とする。

4 及び 5 略

(勤続期間の計算)

第十二条 略

2 及び 4 略

5 第一項に規定する職員としての引き続き
た在職期間には東京都の職員、他の特別区
の職員、特別区の一部事務組合の職員、国
家公務員及びその他の地方公務員

(以下「都
職員等」という。)から引き続き職員と
なつた者(その他の地方公務員
については、任命権者の求めによ
り職員となつた者のうち区長が特に必要と
認めたる者に限る。以下この項において同
じ。)の都職員等としての引き続きた在職
期間並びに職員が都職員等となり、引き続

いて職員となつたものの先の職員として引き続きいた在職期間の始期から都職員等としての引き続きいた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等として引き続きいた在職期間の計算については前各項の規定を準用する。

6
8 略

(都職員等となつた者の取扱い)

第十八条 職員が引き続き都職員等となつたときは、この条例による退職手当は、支給しない。ただし、地方公共団体又は規則法人(以下「地方公共団体等」という。)に就職した場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該地方公共団体等の退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規程によりその者の当該地方公共団体等の職員 としての勤続期間に通算されないことに定められているとき

いて職員となつたものの先の職員として引き続きいた在職期間の始期から都職員等としての引き続きいた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等として引き続きいた在職期間の計算については前各項の規定を準用する。

6
8 略

(都職員等となつた者の取扱い)

第十八条 職員が引き続き都職員等となつたときは、この条例による退職手当は、支給しない。ただし、地方公共団体に就職した場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該地方公共団体の退職手当に関する規定 によりその者の当該地方公共団体における地方公務員としての勤続期間に通算されないことに定められているとき

は、この限りでない。

附 則

1
）
7
略

8
略

9
略

10
略

11
略

12
略

13
杉並区職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例（平成十八年杉並区条例第

号）附則第十項の規定により読み替えて

準用される附則第四項に規定する人事委員

会が定めるものに対する第十一条の二第一

項の規定の適用については、同項中「調整

は、この限りでない。

附 則

1
）
7
略

8
職員に調整手当が支給される間、第八条

第三項中「及び扶養手当」とあるのは、

「及び扶養手当の月額並びにこれらに対す

る調整手当」と読み替えて同項の規定を適

用する。

9
略

10
略

11
略

12
略

13
略

額の額に相当する規則で定める額」と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のもの」とあるのは「調整額の額に相当する規則で定める額から一万三千円（杉並区職員の給与に関する条例附則第九項に規定する人事委員会が定めるものに該当する場合は、同項の表の上欄に掲げる年度において、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加算した額。以下この項において「減ずる額」という。）を減じた額」と、「加えた額とする」とあるのは「加えた額とする。この場合において、減ずる額が調整額の額に相当する規則で定める額以上となるときは、この項の規定による退職手当は支給しない」とする。

給与改定の概要

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																																																																																																									
昇 給 制 度	<p>普通昇給と特別昇給を統合し、勤務成績等に応じ昇給の区分を5段階とする昇給制度に改正する。</p> <p>昇給の号給数等は、人事委員会の基準に従い決定する。</p> <p>良好な成績で勤務した職員の昇給は、4号給を標準とする。</p>																																																																																																									
給 料 表	<p>別表第一及び別表第二</p> <p>行政職給料表(一)、医療職給料表(一)及び医療職給料表(二)の職務の級の構成を改正する。</p> <p>すべての給料表について、現行の号給を原則として4分割する。</p>																																																																																																									
諸 手 当	<p>職員の支給月数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">現 行</th> <th colspan="4">改 正</th> </tr> <tr> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末</td> <td>1.65</td> <td>1.65</td> <td>0.25</td> <td>3.55</td> <td>1.60</td> <td>1.65</td> <td>0.25</td> <td>3.50</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.425</td> <td>0.475</td> <td></td> <td>0.90</td> <td>0.475</td> <td>0.475</td> <td></td> <td>0.95</td> </tr> </tbody> </table> <p>管理職員の支給月数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">現 行</th> <th colspan="4">改 正</th> </tr> <tr> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末</td> <td>1.25</td> <td>1.30</td> <td>0.25</td> <td>2.80</td> <td>1.15</td> <td>1.20</td> <td>0.25</td> <td>2.60</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.825</td> <td>0.825</td> <td></td> <td>1.65</td> <td>0.925</td> <td>0.925</td> <td></td> <td>1.85</td> </tr> </tbody> </table> <p>再任用管理職員の支給月数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">現 行</th> <th colspan="4">改 正</th> </tr> <tr> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末</td> <td>0.60</td> <td>0.75</td> <td>0.10</td> <td>1.45</td> <td>0.575</td> <td>0.725</td> <td>0.10</td> <td>1.40</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.425</td> <td>0.475</td> <td></td> <td>0.90</td> <td>0.45</td> <td>0.50</td> <td></td> <td>0.95</td> </tr> </tbody> </table> <p>再任用職員の支給月数は、改正なし</p>		現 行				改 正				6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計	期末	1.65	1.65	0.25	3.55	1.60	1.65	0.25	3.50	勤勉	0.425	0.475		0.90	0.475	0.475		0.95		現 行				改 正				6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計	期末	1.25	1.30	0.25	2.80	1.15	1.20	0.25	2.60	勤勉	0.825	0.825		1.65	0.925	0.925		1.85		現 行				改 正				6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計	期末	0.60	0.75	0.10	1.45	0.575	0.725	0.10	1.40	勤勉	0.425	0.475		0.90	0.45	0.50		0.95
	現 行				改 正																																																																																																					
	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計																																																																																																		
期末	1.65	1.65	0.25	3.55	1.60	1.65	0.25	3.50																																																																																																		
勤勉	0.425	0.475		0.90	0.475	0.475		0.95																																																																																																		
	現 行				改 正																																																																																																					
	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計																																																																																																		
期末	1.25	1.30	0.25	2.80	1.15	1.20	0.25	2.60																																																																																																		
勤勉	0.825	0.825		1.65	0.925	0.925		1.85																																																																																																		
	現 行				改 正																																																																																																					
	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計																																																																																																		
期末	0.60	0.75	0.10	1.45	0.575	0.725	0.10	1.40																																																																																																		
勤勉	0.425	0.475		0.90	0.45	0.50		0.95																																																																																																		
武力攻撃災害等 派遣手当	<p>国民保護措置の実施のため、自己の住所を離れて杉並区に派遣された職員に支給する武力攻撃災害等派遣手当を新設する。</p> <p>手当の額は、災害派遣手当の額と同額とする。</p>																																																																																																									
通 勤 手 当	<p>特別区人事委員会が定めている「職員の通勤手当に関する規則」に替わる規則を区規則として制定する。</p>																																																																																																									
清掃身分切替職員の 都調整額に替わる措置	<p>5年間の経過措置として給料月額に次の表の額を加算する(再任用職員については、次の表の額を上限に加算する。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>加 算 額</th> <th>年 度</th> <th>加 算 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18年度</td> <td>14,900円</td> <td>21年度</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>11,900円</td> <td>22年度</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>8,900円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年 度	加 算 額	年 度	加 算 額	18年度	14,900円	21年度	5,900円	19年度	11,900円	22年度	2,900円	20年度	8,900円																																																																																											
年 度	加 算 額	年 度	加 算 額																																																																																																							
18年度	14,900円	21年度	5,900円																																																																																																							
19年度	11,900円	22年度	2,900円																																																																																																							
20年度	8,900円																																																																																																									
実 施 の 時 期	<p>平成18年4月1日(武力攻撃災害等派遣手当については、公布の日)</p>																																																																																																									